令和5年度第8回川崎市社会教育委員会議 定例会

日 時 令和6年3月22日(金)

 $18:30\sim20:30$

場 所 高津市民館 大会議室

次 第

- 1 開会 (18:30~18:40)
- 2 報告事項

(1) 専門部会報告(18:40~18:50) 【資料1】

(2) 令和6年度指定都市社会教育主管課長会議及び社会教育委員連絡 【資料2】

協議会の協議題について

 $(18:50\sim18:55)$

(3) 川崎市文化財保存活用地域計画について 【資料3-1】

 $(18:55\sim19:05)$ 【資料 3-2】

- 3 協議事項
 - (1) 令和6年度社会教育関係団体への補助金交付について 【資料4】

 $(19:05\sim19:45)$

(2) 令和6年度生涯学習推進活動方針(案)について 【資料5】

 $(19:45\sim20:05)$

(3) 令和4・5年度社会教育委員会議の活動報告(案)について 【資料6】

 $(20:05\sim20:20)$

- 4 その他 (20:20~20:25)
- 5 閉会 (20:25~20:30)
- ※()内は質疑応答を含む想定時間

令和5年度川崎市社会教育委員会議専門部会 実施状況

	専門部会	第:	1 🗆	第2	2 回	第:	3 回	第一	4 回
	会门 5	日にち	報告書	日にち	報告書	日にち	報告書	日にち	第4回 日にち 報告書 2月18日 ○
1	教育文化会館	6月16日	0	9月14日	0	12月19日	0		
2	幸市民館	6月29日	0	9月25日	0				
3	中原市民館	6月23日	0	8月1日	0				
4	高津市民館	6月23日	0	10月17日	0				
5	宮前市民館	7月14日	0	9月20日	0	12月6日	0		
6	多摩市民館	7月24日	0	9月26日	0	12月12日	0	2月18日	0
7	麻生市民館	5月17日	0	8月2日	0	10月11日	0		
8	有馬・野川生涯学習支援施設	8月10日	0	11月6日	0				
9	図書館	6月14日	0	10月25日	0	12月22日	0		
10	日本民家園	5月28日	0	7月22日	0	12月10日	0		
11	青少年科学館	6月28日	0	11月10日	0				
12	青少年教育施設	11月24日	0	2月7日	0				

○・・・提出済

専門部会審議報告書

部会名	令和5年度第3回 多摩市民館専門部会
開催日時	令和5年12月12日(火)14時~16時
場所	多摩市民館第5会議室
出席者	高梨宏子部会長、米山福吉副部会長、羽深東委員、小澤章子委員、山本和恵委員、
	安陪修司委員、三品勉委員、小園美理委員、柏原美由紀多摩市民館長、篠原和則
	多摩市民館担当係長、星野弘明多摩市民館担当係長
議事項目	(1) 令和5年度第2回会議録について
	(2) 令和5年度施設管理等について(報告)
	(3) 令和5年度多摩市民館社会教育振興事業について(報告)
	(4) 今期のテーマについて

決定・確認事項

- (1) 今期のテーマについてテーマのタイトルや報告書の構成・内容を確認
- (2) 次回の会議日程について 第4回専門部会の開催日時(2月18日(日)13時30分集合)を確認

主な意見

- (1) 今期のテーマに係るモデル事業の高齢者セミナーについて、多摩市民館が出張して講座を開いてくれて地域の活性化につながった。講座の2・3回目は参加者数の面で反省点もあったので、今後の講座では、色々な団体に声掛けするなどして集客していく必要がある。
- (2) 高齢者セミナーの参加者数が少なかったとのことだが、地域の方が互いに色々な話ができたと思うので、高齢者のつながりは広がっていくと思う。
- (3) 今期テーマの報告をまとめる上で、高齢者セミナーに参加した方の声や成果・課題を具体的に記載したほうがよい。
- (4) 出前で実施する講座のスタッフや集客方法がどうあるべきか、今回のモデル実施を通じて何が足りなかったのか、その点を打ち出していくと内容がより現実味を帯びるのではないか。講座で扱うテーマは大切なので、より身近に参加してもらう方法を導き出していくことが必要だと思う。
- (5) 報告内容の「来年度及び今後の方向性」について考えていく中で、アウトリーチを実践していくための課題なのか、高齢者セミナーの実践に当たっての課題なのか、その点を整理して記載する必要がある。今回のテーマはあくまでアウトリーチをどのように実践していくかということなので、それをメインで主張していくことが必要である。
- (6) 高齢者セミナー参加者のアンケート数が少ないということだったが、学習の評価をする上では数だけでなく質もあると思うので、数は少なくても内容に反映していくべきである。

その他

傍聴者:2名

専門部会審議報告書

部会名	令和5年度第4回 多摩市民館専門部会
開催日時	令和6年2月18日(日)14時30分~15時30分
場所	多摩市民館第1会議室
出席者	高梨宏子部会長、米山福吉副部会長、羽深東委員、小澤章子委員、山本和恵委員、
	安陪修司委員、三品勉委員、小園美理委員、柏原美由紀多摩市民館長、篠原和則
	多摩市民館担当係長、星野弘明多摩市民館担当係長
議事項目	(1) 市民自主学級・市民自主企画事業選考会(非公開)
	(2) 令和5年度第3回会議録について
	(3) 令和5年度施設管理等について(報告)
	(4) 令和5年度多摩市民館社会教育振興事業について(報告)
	(5) 今期テーマの報告内容について
	「区内全域への社会教育アプローチ強化について
	~アウトリーチ・モデルの実践を通して~」

決定・確認事項

- (1) 市民自主学級・自主企画事業選考会 企画提案された1事業について実施対象として選考
- (2) 今期テーマの報告内容について 今期テーマの報告内容を確認

主な意見

- (1) 取組を通じて参加者が増加したかどうかなど、最終的にアウトリーチの取組を行ったことによる評価が必要になると思う。定性的な評価のほか、数値による定量的な評価も行った上で全体の方針が上手くいっているのかどうかを示していく必要がある。
- (2) 今回のアウトリーチ・モデルは実験的な取組であった。定量的な評価も必要だが、今回の取組ではそのためのデザインをしていたわけではないので、評価を行うためのデータを出すのは困難と思う。講座のデザイン自体をどのように作っていくかということも次回以降の課題になってくると思う。
- (3) 多摩市民館にアクセスしづらい地域に出向いていくほか、多摩市民館にアクセスしやすく するような取組があってもよい。
- (4) 一般市民の方に広く講座に参加いただくのは難しい。知っていただくことは大変重要なので幅広い方に行きわたる広報、各種団体への広報などを地道に行っていくことが必要である。

その他

傍聴者:なし

令和6年度 指定都市社会教育主管課長会議及び社会教育委員連絡協議会 (WEB 開催) 開催要項

※ 令和6年度は、指定都市社会教育主管課長会議及び社会教育委員連絡協議会を まとめて1日で開催いたします。

1 指定都市社会教育主管課長会議及び社会教育委員連絡協議会

- (1)日 時 令和6年7月5日(金) 午後1時半から午後4時半まで(予定) (当日、動作確認のため、早めに入室していただく予定です。)
- (2) 開催方法 WEB 開催 (「Zoom」を使用)※全体会方式とさせていただきます。※Zoom のリンクや、ミーティング ID は別途通知します。
- (3)協議題等(予定)
 - ア 各都市提案議題について
 - イ 一般社団法人全国社会教育委員連合表彰者の推薦について
 - ウ 指定都市社会教育関係各種協議会の開催について
 - エ 指定都市社会教育委員連絡協議会の運営について
 - オ 令和6年度各都市社会教育関係予算及び事業関係資料について
 - カその他
- (4)参加者 各指定都市社会教育主管課長等 1~2人各指定都市社会教育委員 1~2人※Zoom に入室するアカウントの上限は、各都市4アカウントです。

2 Zoom の接続テスト、動作確認

- (1)日 時 6月中下旬
- (2)内容

Zoom の接続テスト及び音声、映像の動作確認を行います。当日使用予定の機器、 WEB 環境でご参加ください。

3 協議題の提出について

各都市から<u>協議題を1つ</u>提出してください。協議題の割り当てはございません。 協議方法について、希望する番号に〇を入力してください。(選択肢は「①議題希望」、「②資料(回答書)のみ」です。)

会議では、「①議題希望」とあったものを取り上げ、2~4議題程度に調整させていただきます。協議題の調整については各市の意向をできる限り尊重いたしますが、 最終的には開催市により調整させていただきます。

協議題の調整結果及び回答都市の割振り等については、後日御連絡いたします。

4 提出物及び提出期限等について

【提出物】

様式1 社会教育主管課長会議及び社会教育委員連絡協議会 協議題報告書

様式2 会議出席人数等の調査及び事務担当者連絡先

【提出期限】

令和6年2月21日(水)

【提出先及び提出方法】

提 出 先:京都市教育委員会生涯学習部生涯学習推進担当

提出方法:電子メール shogaigaku@edu.city.kyoto.jp

(各種提出につきまして、送付文は不要です。)

5 会議出席負担金等について

負担金はいただきません。

6 その他

- ・会議資料は、ペーパーレスの観点から、メール等でデータのみ送付します。 ※ 各都市に印刷物の送付は行いません。
- ・会議中、発言される際に大きな雑音等が入らないよう、<u>WEB会議に適切な部屋を</u> <u>ご用意いただく</u>など、円滑な会議の進行にご配慮をお願いします。

協議題一覧

キーワードごとに順番を整理し、一覧にしています。

NO	都市番号	都市名	キーワード	協議題	協議題 報告書 ページ
1	2	仙台市	РТА	市立学校におけるPTA事務に係る諸課題について 【議題希望】	1
2	9	静岡市	地域学校協働活動	地域学校協働活動推進員等の人材の確保について (別紙調査票あり【様式1-2】)	3
3	10	浜松市	地域学校協働活動	地域学校協働活動について	4
4	14	堺市	地域学校協働活動	各自治体における地域学校協働本部への対応について	5
5	4	千葉市	公民館	民間企業等による公民館活用事例について	6
5	20	熊本市	公民館	公民館における社会教育法第23条第1項第1号の解釈について	7
6	13	大阪市	公民館	社会教育(生涯学習)施設の利用状況及び アフターコロナの利用回復・促進に向けた取組について	8
7	16	岡山市	公民館	公民館の事業方針と進行管理について	9
8	1	札幌市	学校施設地域開放 · 読書活動	学校と地域が連携した子どもの読書活動推進のための取組について	10
9	12	京都市1	学校施設地域開放	学校施設開放事業における、学校や地域での管理運営以外の 手法の導入状況について	11
10	6	横浜市	人材育成	生涯学習・社会教育関係職員の人材育成について	12
11	7	相模原市	人材育成	人材バンクについて	13
12	15	神戸市	人材育成	社会教育主事・社会教育主事補・社会教育指導員の 発令・配置状況、業務内容について	14
13	5	川崎市	ICT	社会教育分野におけるICT活用等の事例について	15
14	19	福岡市	ICT	生涯学習の情報発信ツールの活用について (別紙調査票あり【様式1-3】)	16
15	3	さいたま市	働く世代の学び	働く世代の生涯学習と、地域活動への橋渡しについて	17
16	8	新潟市	障害のある方の学び	障がい者の学びの機会の提供に向けた取組について	18
17	11	名古屋市	外国にルーツを持つ 方の学び	外国にルーツを持つ児童生徒・保護者への社会教育としての 活動支援について	19
18	12	京都市 2	資金調達	資金調達及び経費抑制に向けた工夫について	20
19	18	北九州市	家庭教育支援	家庭教育支援の取り組みについて	21

パブリックコメントの実施結果について

1 概要

文化財を保存・活用することにより、歴史文化を生かしたまちづくりを進め、市民の皆様にまちに愛着を持っていただくため、保存・活用を図るための方針、具体的な事業等の実施計画(取組)を定め、これに基づいた10年間の計画を示す「川崎市文化財保存活用地域計画(案)」を取りまとめ、市民の皆様からの御意見を募集した結果、22通49件の御意見をいただきましたので、その内容とそれに対する本市の考え方を次のとおり公表します。

2 意見募集の概要

意見の募集期間	令和5(2023) 年12月4日(月)から令和6(2024)年1月10日(水)まで
意見の提出方法	電子フォーム、郵送、持参、FAX
募集の周知方法	● 市ホームページ
	● 紙資料の閲覧
	かわさき情報プラザ、各区役所・支所及び出張所の市政資料コーナー、各市民館(分館含む。)、各図書館(分館含む。)、
	有馬・野川生涯学習支援施設(アリーノ)、教育委員会事務局生涯学習部文化財課
結果の公表方法	● 市ホームページ
	● 紙資料の閲覧
	かわさき情報プラザ、各区役所・支所及び出張所の市政資料コーナー、各市民館(分館含む。)、各図書館(分館含む。)、
	有馬・野川生涯学習支援施設(アリーノ)、教育委員会事務局生涯学習部文化財課

3 結果の概要

意見	提出数(意見件数)	22通	(49件)
	電子フォーム	10通	(29件)
内	郵送	1通	(1件)
訳	持参	4通	(6件)
	FAX	7通	(13件)

4 意見の内容と対応

主な意見として、文化財に関する情報発信の一層の強化を求める意見や、関連文化財群の効果的な活用に関する要望などが寄せられました。本市の対応として、一部意見を踏まえ、市域の歴史や文化財に関する記述を追加・修正したほか、所要の整備を行った上で、「川崎市文化財保存活用地域計画」を策定します。

【対応区分】 A 御意見を踏まえ、案を加筆又は修正するもの

B 御意見の趣旨が案に沿ったものであり、御意見の趣旨を踏まえ、取組を推進するもの

C 今後の取組を進めていく上で参考とするもの

D 案に対する質問や要望の御意見であり、案の内容を説明又は確認するもの

E その他

【意見の件数と対応区分】

項目	Α	В	С	D	Е	計
(1)「第1章 川崎市の概要」に関すること	1			1		2
(2)「第5章 文化財の保存・活用に関する方針と取組」に関すること	2	1	1 1	16		3 0
(3)「第6章 文化財の保存・活用の推進体制等」に関すること				4		4
(4) その他		3	2	8		1 3
合計	3	4	13	2 9		4 9

(1)「第1章 川崎市の概要」に関すること (2件)

No	意見の要旨	本市の考え方	区分
	19頁 図12市域の拡大の図は、旧町村の範囲図となっているが、	旧町村の合併経過と、現行の行政区分を比較することで、より本市の	
1	これと比較するため下の余白に現行の行政区の図を掲載した方が変遷が	成り立ちが理解しやすくなることから、図を追加しました。	Α
	わかりやすくなるのではないか。		
	2 4 頁 【第 1 章 3 (2) キ 麻生区について】	第1章3(2)は本市の姿を理解しやすくするために各区の特徴を簡	
	岡上についても触れるとよいのではないか(飛び地であること、現在でも	潔に記載しているもので、麻生区の特徴として、宅地開発が進んでいるも	
2	農村的な風景が色濃く残っていることなど)。そうすると、後段で登場する	のの、豊かな自然や農業資源が多く存在していることは、岡上地区にも共	D
	岡上の文化財(特に民俗)のイメージが持ちやすくなるのではと思う。	通している内容と考えています。	

(2)「第5章 文化財の保存・活用に関する方針と取組」に関すること (30件)

No	意見の要旨	本市の考え方	区分
	82頁 表8に記載がある飛鳥部吉志五百国以下3人の人物につい	飛鳥部吉志五百国・物部真根・椋椅部弟女の3人については、関連	
	て、本文にも登場させたほうがよいのではないか。	文化財群のストーリーには直接関係しないため、本文に記載はしておりま	
	同様に、95頁の表17に記載のある軽部五兵衛についても本文に記	せんが、市民が古代の橘樹郡を理解したり、親しみを感じる手がかりとして	
	載すべきでは。また、本文に記載のある八木奘三郎や太田南畝について、	82頁 表8に記載しているものです。	
3	表に記載したほうがよいのではないか。	また、94頁の本文に記載のある八木奘三郎や太田南畝については、	D
		保存活用区域の説明としては記載しておりますが、直接的に文化財の保	
		存活用には影響しないため、表への記載はしておりません。また、軽部五	
		兵衛については、加瀬山に所在している文化財に関する情報の補足として	
		表17に記載しているものです。	
	91頁 文化財保存活用区域①「日本民家園と里山の風景」につい	農地や河川を含めた一体的な自然環境保全については、「川崎市緑の	
	て、方針に「生田緑地の自然環境を保全し」とあるが、「生田緑地及びそ	基本計画」において、地域特性に配慮した緑と水のネットワーク形成とし	
4	の周辺の農地や河川を含めた一体的な自然環境を保全し」としないと実	て、その考え方を位置付けておりますので、同計画により取り組んでいきま	D
	際には自然環境は保全されないので、加筆してほしい。	す。	
	92頁 文化財保存活用区域①「日本民家園と里山の風景」を構成	コナラの多い落葉広葉樹林は、里山管理がされていた当時の生活文化	
	する文化財のうち、生田緑地のコナラ林の内容「里山として管理されてきた	を伝えるとの趣旨を明確にするため、表現を修正しました。	
5	コナラの多い落葉広葉樹林は当時の伝統的な生活文化を伝える」につい		Α
	て、里山としての管理は近年なされておらず、本来の里山の姿を表してい		
	ないので、誤解を招く表現ではないか。		
	文化財群、活用区域の設定について、新たにストーリーやテーマでまとめ	計画案では、本市の歴史文化の特徴を分かりやすくとらえるため、関連	
	るという考え方に大いに賛成する(案73頁)。二ヶ領用水が大きなポイ	文化財群や文化財保存活用区域を設定しています。	
6	ントだが、出来れば二ヶ領用水以前の古代、中世からの農業の形態と連	関連文化財群①「二ヶ領用水と地域開発」を構成する文化財は、近世	D
	続して捉えられるようになると一貫性が出ると思う。	以後の地域開発をテーマとした関連文化財群として設定しています。	

No	意見の要旨	本市の考え方	区分
7	文化財群、活用区域の設定について、工業都市としての成長には明治時代の草創期から戦前の軍需産業としての展開、戦後の復興・高度成長という流れで通史として捉えられるとよいと思う。	計画案では、第3章に本市の歴史文化の特徴を通史で記載しており、 近現代については49頁から53頁までにかけて記載をしています。これ を受けて、本市の歴史文化の特徴を分かりやすく捉えるため、関連文化財 群②「工業都市川崎とものづくり」を設定しています。	D
8	川崎市の工業/産業が近現代の日本に与えた影響は非常に大きいことに鑑みて、近代化遺産、産業遺産をより明確に保護するべき文化財として位置付けてほしい。	関連文化財群②「工業都市川崎とものづくり」の現状と課題において、 近現代の文化財の位置付けや評価をどのように行うか検討が必要である としており、近現代の文化財の把握を進めながら、これらの課題について検 討していきます。	D
9	近年の文化財保護では、戦災や震災などに関わる文化財もストーリー 化して関連文化財群とすることがよくあるが、川崎市でもそのような取組を してはどうか。	第3章の近現代の項目の中で、震災や戦災について記載しております。 この記載を受け、震災や戦災による被害や復興等も含め、関連文化財 群②「工業都市川崎とものづくり」を設定しており、今後も関連する文化財 の把握に努めていきます。	D
10	川崎市の文化財課職員が少ないのは、川崎の文化財に対して市や市民の意識が低いことの表れではないか。川崎は工業だけではなく、文化財がたくさんあるまちということを内外に知ってもらうためにも、関連文化財群など身近な文化財を活用した P R は重要である。	関連文化財群など身近な文化財を活用し、今後も本市の歴史文化の情報発信に取り組んでいきます。	
11	関連文化財群に②「工業都市川崎とものづくり」が設定されていることに 感慨を覚える。これを見学会などのイベントとして実施すれば多くの人が興 味関心を寄せることと思う。この計画によって、「最幸のまち」の実現に向け た取り組みが進むことを願っている。		С
12	8 6 頁 関連文化財群⑤「厄除け大師への信仰」の「現状と課題」に「東海道川崎宿に関連する事業との連携」が挙げられているが、この項に至るまでの間にあまり川崎宿についての詳しい記述がないため、説明を補足してほしい。	関連文化財群⑤「厄除け大師への信仰」においては、川崎大師への玄 関口として川崎宿を位置付けており、その関係をよりわかりやすくするため、 補足説明を追記しました。	А

No	意見の要旨	本市の考え方	区分
13	防災対策において、近年は減災の取組も盛んに言われている。計画においても、減災の取組を推進すべきではないか。	計画案に記載のとおり、取組方針「防災対策の実施・防災力の向上」 及び「災害・事故発生時の迅速な対応」に基づき、「GISシステムを利 用した文化財所有者・管理者と被災想定の共有」や「デジタル技術を活 用した被災情報の把握手段の整備の検討」を新たな取組として位置付け ており、こうした取組等により減災対策も推進していきます。	D
14	川崎市には文化財がたくさんあるので、もっとその良さや特長をフィーチャーして、テレビ番組や雑誌やインターネット記事等のメディアと協力して、有名にしていってほしい。 散策マップを作成して、数時間、半日、1日と楽しめることをわかりやすくまとめてほしい。	計画案に記載のとおり、取組方針「文化財に関する広報活動」に基づく 取組として、「SNSやメディア、地図情報等デジタル技術を活用した文 化財情報の発信」を位置付けており、SNSやホームページ等による情報 発信等、市民がアクセスしやすい方法を活用して発信力の強化に努めて いきます。	С
16	もっと市民に関心を持ってもらうため、X(旧ツイッター)やLINE等を 大いに活用するなど、情報発信力を強化してほしい。		
17	現状は文化財の保存・活用への興味関心を持っている人が多いのは高齢者層。若い人々に関わってもらう手立てを考えていく必要がある。そのためには、いろいろな資料をもっとインターネット上に公開していく必要がある。	今後作成する文化財を紹介する資料については、インターネット上での 公開を前提として製作を進めるとともに、検索機能の向上等市ホームペー ジの構成の見直しを図り、市民に興味を持ってもらえるような情報発信に 努めていきます。	
18	市のホームページに文化財の写真のポータルサイト(インデックス)を設けてアクセスしやすいようにする。知ってもらう、興味を持ってもらうことへの一助になると思う。		С
19	情報の収集として大半は、グーグルやホームページ等の検索等であり、 情報の電子化及び公開が重要である。文化財課では電子化・情報公開 はされており規模も莫大ではあるが、もう少し検索者にとって利用しやすくし てほしい。		

No	意見の要旨	本市の考え方	区分
20	文化財を将来に繋げていくには小中学生の学校教育が重要であり、今後の学校教育の中に組み入れたい。学校教育の中で地域の文化財を知ることは、大人になってからも記憶しているものであり、将来の地域活動の素地を養うことができる。	計画案に記載のとおり、取組方針「文化財を活用した学校教育・生涯学習」に基づき、「学校における文化財の活用」と、「文化財の活用に関する相談受付」を具体的な取組として掲げておりますので、文化財課職員による出前事業や副読本の活用、小中学校が活用しやすい文化財情報、文化財や地域の歴史文化に詳しい団体情報の提供等の取組を進めていきます。	D
21	川崎市は古来、一つの文化圏を形成したり拠点になったことはなかった。 豪族や都の荘園として、そして為政者の近郊地域、江戸幕府の天領、工 業都市として今日まで国家レベルで大きな役割りを果たしたが、歴史上の 英雄を輩出することもなく、郷土愛を作り出しにくい地域性にある。 そんな環境の中で、数少ない歴史文化遺産を後世に継承する予算を 確保するにはどうすればよいか。もっと学校教育を始めとする親しめる機会 を増やす必要がある。	これまでも学校での出前授業や、区役所事業、社会教育事業への講師派遣等を実施しており、本計画においても、引き続き、積極的に実施していきます。	D
22	学芸員などの専門的な調査研究も大切だが、その原資を確保するための努力をしているように見えない。一部の歴史愛好家向けの講座や街歩きイベントでは足りない。区民祭などのイベントへ出展したり、影向寺だけでない寺社の文化財や橘樹郡衙を恒常的に接する「営業」努力が不可欠である。	橘樹郡家の飛鳥時代の倉庫の復元工事が完了したのちには、市民に 橘樹官衙遺跡群や周辺の文化財により親しみを持ってもらえるよう、周辺 の寺社と協力しながらイベントを実施するなど、市内関係者と連携し、より 幅広い市民向けの事業を展開していきます。	D

No	意見の要旨	本市の考え方	区分
23	歴史的な文化財が大切なのは誰もが否定しないが、音楽のまち、スポーツのまちづくりの取り組み例など事例を参考に、親しみやすい態勢に意識改革していかないといつまでもこの低空飛行が終わらないだろう。 街歩きや街道歩き、歴史施設、そして寺社が行うイベントなどへの参加者募集などもっと広範に開かれた文化財への理解を深める環境整備が必須である。	市民に文化財への理解をより深め、興味関心を持ってもらえるよう、文化財の公開事業や講演会等各種イベントの実施、SNSやホームページ等による情報発信力の強化に努めていきます。	D
24	基本理念「文化財が人をつなぎ、地域を守り育むまちづくり」の中で、市民参加の方向性が明示されていたのがよい。市民の主体性を促すことは重要だが、構成員の高齢化によって史跡保存会等が危機にあるように、幅広い層を呼び込むことが課題となっている。若い人にも史跡に興味をもってもらうためには、史跡への愛着が重要になる。住民の憩いの場として守っていくためにも、行政による公園の管理は欠かせない。	市内の重要な遺跡については、史跡公園等として保存しておりますが、 管理に当たっては、市民の皆様と協働しながら、多くの人々の憩いの場と なるよう御意見を参考に維持管理を進めていきます。	C
2 5	本計画の趣旨を具現するため、川崎市制100周年の記念イベントとして7区持回りで文化財保存活用のイベント(区民祭りや市制記念日にあわせて、1年に1~2区ずつ3~4年にわたって実施。見学会、写真展、映像、小中学校での活動の発表会など)を実施することを提案する。	市民参加の体験型イベント等文化財の活用に関する取組については、御意見を参考にしていきます。	С
26	川崎市の職員にも市内の文化財についてもっと知ってもらう必要がある。特に、他都市から川崎市に採用された地域のことを知らない職員や教員が、文化財を通して市のことを学べるような研修を実施してはどうか。	計画案に記載のとおり、取組方針「市の役割」に基づく取組として、「庁内関係職員向けの研修の実施」を新規事業として掲げており、取組を進めていきます。	В

No	意見の要旨	本市の考え方	区分
27	川崎市唯一の国宝である秋草文壺について、多くの人に知ってほしい。関連文化財群に記載があるが、もっと強調してほしい。	国宝秋草文壺は、市内で発掘されましたが、学校法人慶應義塾が所有しており、東京国立博物館に寄託されております。市内に所在はしていませんが、市域の歴史を語る重要な文化財として文化財活用区域を構成する文化財に位置付けております。今後、情報発信の強化に努めていきます。	D
28	馬絹古墳は石室が開口しておらず、古墳自体へも立ち入り禁止のため、若い人には価値が十分に伝わっていないかもしれない。かつて、市民ミュージアムにあった石室再現模型のようなわかりやすい資料をまたみることができるようになるとよい。	馬絹古墳については、近年の古墳研究の成果を踏まえ、その価値を適 切に伝えられるよう努めていきます。	С
2 9	日本民家園は、数百年前の民家など日本の宝が集まっているが、残念ながら辛うじて維持されているのが現状である。沢山の古民家に付属する資料も、物置のようにして押し込まれている状況(仕分けする人手不足、備品を仕舞う倉庫が無い)で、暮らしていたような部屋にはならず、決して綺麗とは言えない。予算の確保は、改修や手入れなどに大きな影響力があるので、一考してほしい。	本計画は、市民や市民団体など様々な主体が参画することによって、文化財の保存・活用を推進することを目指しております。計画案に記載のとおり、ボランティアの養成を行うとともに、団体と連携し文化財の保存活用を推進していきます。	D
3 0	日本民家園は、もはや川崎市の財産だけに留まらず日本の財産である。川崎市の観光地の目玉として力を入れてほしい。		
3 1	日本民家園を魅力的にするためには、行政だけではとても手が足りずボランティア(火焚き、掃除、障子張り、環境整備等)は重要な存在だが、 継続しやすい条件などの対策やボランティアの育成に力を入れてほしい。		

No	意見の要旨	本市の考え方	区分
	市民が地域の宝を発掘する方法のひとつとして、「川崎市地域文化財	川崎市地域文化財顕彰制度の運用に当たっては、地域で認識され、	
	顕彰制度」がある。この制度の推薦者は、現在、市民団体等に限られて	守り伝えられている文化財に光を当て、多くの人々に価値を伝えていくた	
	おり、個人からの推薦ができない。市民個人が認識している貴重な地域の	め、決定後の情報発信や活用等を、多くの担い手と連携して行う必要が	
	文化財は必ずしも団体等が関わっているとは限らない。また、過去に団体	あることから、市民団体等からの推薦としており、個人からの推薦は受け付	
3 2	が関わっていたとしても、その団体が継続しているとは限らない。なるべく多く	けておりません。個人からの相談があった場合は推薦が可能な団体を紹介	D
	の情報収集をするためにも、要綱第3条の推薦者に市民個人を追加し、	するなどの対応をしており、市民が参画して文化財を把握し、顕彰する仕	
	多くの候補を受付しやすくすべき。	組みは整っていると考えています。	

(3)「第6章 文化財の保存・活用の推進体制等」に関すること (4件)

No	意見の要旨	本市の考え方	区分
33	106頁の附属機関について、どのような頻度で開催されているかなどを記載してはどうか。	附属機関の開催回数は課題に応じて変動するため、本計画には記載しておりませんが、概ね、文化財審議会は年間3回、橘樹官衙遺跡群調査整備委員会は年間3~4回、社会教育委員会議日本民家園部会や青少年科学館部会は、年間4回開催しています。	D
3 4	外から見た川崎市のイメージは工業都市、東京のベッドタウンであり、縄文時代からの文化財が多数存在する街であるという認識は低いと思う。若い転入者が多く、市外に職場を持つ人が多いが、そのような人に川崎愛を育んでもらうためにも歴史・文化についての市民の認知を深め、文化財を保護・活用することは重要なことと思う。そのためには文化財課に関する予算、人材は少なくとも他の大都市並みには必要である。職員の増員、特に学芸員の増員は必須である。 そもそもの川崎市の行政区域の広さとそこに存在する文化財の膨大さ、それに今回洗い出し整理された課題の多さと広さを考慮するに、それらに対峙し取り組んでいく体制としては、現在の文化財課の人員では不十分なのではないか。	文化財に関する広報活動、学校教育や生涯学習との連携、文化財の計画的な公開等を通じ、より効果的な歴史文化の発信や普及啓発を行うことで、若年層を含めた市民全体の市域に対する愛着や誇りの更なる醸成、市外在住者の市域に対するイメージの向上等に努めてまいります。また、文化財の保存・活用について、行政のみで行っていくことは困難であることから、地域、民間企業、研究機関、教育機関等と有機的な連携を図りながら、保存・活用の取組を推進する中で、必要な予算や人材の確保に努めていきます。	D
3 6	保存・活用に関する取組として、従来からの文化財ボランティアはこれまでどの程度機能したのか。文化財の調査・保存にとどまらず、普及と活用の担い手として市内各区内のボランティアグループとのコラボの可能性はないのか。	文化財ボランティアは平成28年度の制度導入後、文化財調査以外にも、指定文化財等の現地特別公開事業や、まち歩き事業等、様々な活動で活躍されています。 市内で活動されている市民団体・ボランティアグループとの連携は大変重要なことと考えており、引き続き、活動団体と連携を図りながら取組を進めていきます。	D

(4) その他 (13件)

No	意見の要旨	本市の考え方	区分
37	本計画書は川崎市を知ることが出来るとても良い資料で、計画書自体を文化財の活用に生かせるのではないかと思う。 文化財保護について考える前段・前提となる「そもそも川崎市とはどんな街か」ということが、地理、社会的状況・環境、各区の歴史とまんべんなく分かりやすく書かれていてとても良いと思う。	本計画に基づく取組等により、市民の歴史や文化財に関する興味関心を高め、行政だけでなく市民、市民団体や企業の活動とも連携しながら、地域全体での充実した文化財の保存・活用を通じて魅力あるまちづくりを進めていきます。	
3 9	今回の「川崎市文化財保存活用地域計画(案)」の資料は川崎市の地理や歴史文化がわかりやすくまとめられており、今後の教科書として活用していきたい。		В
40	現在の「川崎市文化財保護活用計画」も分割してHPに載せてあるが、もっと細かく分割して、どこに何が書かれているのかわかるようにPDFにしてHPに載せると、見やすく、文化財への意識が高まるのではないかと思う。	本計画の周知のため、市ホームページへの掲載に当たっては、データの分割、見出しの付け方など、市民の文化財への関心が深まるよう工夫していきます。	С
41	新しい計画では「保護」から「保存」へと変っている。より強い意思の表れだと思うが、この点について本文で説明したほうが新計画の意義が伝わると思う。	文化財保護とは、文化財の保存と活用を含めた概念ですが、「川崎市 文化財保護活用計画」の策定時には、活用を強調するため、本市におい ては「保護活用」計画としていました。 平成30年度の文化財保護法の改正により、「文化財保存活用地域 計画」を作成し、文化庁長官の認定を受けることが制度化されたことから、 同法に基づく行政計画として作成するため、名称に関しても同法に基づ き、「川崎市文化財保存活用地域計画」としています。	D

No	意見の要旨	本市の考え方	区分
42	3頁 (3)計画作成の趣旨の下から2行目に「歴史や文化を生かしたまちづくり」とあるが、ここは5頁で定義する「歴史文化」を用いて「歴史文化を生かしたまちづくり」としたほうが良いのではないか。「歴史や文化を生かした」では課題が大きすぎると感じた。	本計画では、「歴史文化」を文化財とそれに関わる様々な要素が一体となったものと定義しております。一方、本計画は地域の文化財の保存・活用の基本的な方針を定め、この方針に基づく取組により、市全体の魅力あるまちづくりを進めるためのものであり、文化財のみならず現代の若者文化等を含めた魅力あるまちづくりを進めるという観点から、この部分においては「歴史や文化を生かした」としています。	D
4 3	7頁 (4)文化財保存と活用の用語解説 表中の文字が小さいので本文と同じ大きさにして、できれば表をはずして文章で記述していただきたい。	文化財の保存と活用の用語については、本計画の趣旨に関わる重要な記載ですので、本文での記述よりも強調ができると考えられるレイアウトで記載しています。	D
44	本活動を今後10年間にわたり発展させていくためには、予算の裏付けが必須である。少なくとも基礎活動(文化財現状把握・調査・研究)については固定的な予算の獲得が必要であり、充分な予算確保をしてほしい。	文化財の保存・活用について、行政のみで行っていくことは困難であることから、地域、民間企業、研究機関、教育機関等と有機的な連携を図りながら、保存・活用の取組を推進する中で、必要な予算の確保に努めていきます。	D
4 5	予算の確保の手段として、地域活動として意識させるためには、対象によってはクラウドファンディングとすることも有効と思う。	文化財の保存・活用に際しては、令和5年度に「その衝動は歴史をつなぐ【橘樹官衙・未来プロジェクト】」として、古代橘樹官衙遺跡群での日常を体感してもらうため、遺跡群で働いていた人々の衣装を復元制作するクラウドファンディングを実施しました。 今後も、文化財の保存・活用の取組を進めるに当たり、市民や市外在住者の参画を促すことで文化財の価値を共有・継承し、市域に対する愛着や誇りの醸成、イメージの向上等に寄与することが期待できる場合については、その一つの手法として、必要に応じてクラウドファンディングの採用を検討していきます。	С

No	意見の要旨	本市の考え方	区分
4 6	二子塚公園のトロリーバスについて、保存状態や今後を心配している。 都市交通としてのトロリーバスの車両は全国的にも残存が稀で非常に貴 重なものと考えるので、現地で朽ちさせることなく、市電車両とともに十分な 保護措置が取られることを期待する。	本市の近現代の工業を支えてきた文化財については、重要なものと認識しておりますが、個別の文化財の保存活用については、所有者・管理者の意向が重要であり、状況を注視していきます。	D
4 7	市民ミュージアムは残念な状態になり大変悲しい。新しく建てるミュージアムについては、立地、集客力、保存、しっかり計画してほしい。	新たなミュージアムの開館に向けた取組については、本計画に記載のと おり、「川崎市文化芸術振興計画」に基づき取り組んでいきます。	
48	市民ミュージアムに関しては、バラ園隣接区域が候補地とのことだが、生田緑地に博物館が集約される点はよいと思う。ただ、バスのルートの見直し等が必要ではないか。		
4 9	現在、生田緑地に市民ミュージアムを移転させる計画がありますが、文化財に親しむためには気軽に見学できるアクセスも重要である。残念ながら現在計画中の移転候補地は駐車場をとるスペースがないように見受けられる。生田緑地のかけがえのない自然を保全するため、長期的展望で費用も考えながら、改めて移転候補地の検討から丁寧に議論してほしい。また、北部に文化施設が集中してしまうと、川崎の南部と北部では文化面でも地域格差ができて、南部の子どもたちにとって地域への愛着や誇りを持つ機会が減ってしまう。ミューザ川崎とともに市民ミュージアムがあれば南部の子どもたちが気軽に文化財に触れることができ、豊かな心や自己肯定感を育てることができると思う。		D

5 案からの変更点

パブリックコメントによる市民意見を踏まえた変更(※下線は変更箇所)

変更の概要	変更内容【変更後】	【変更前】
図表の補足説明に関する意見を踏まえ、「図 1	(19頁 図12)	(19頁 図12)
2 市域の拡大」を修正	市域の拡大の様子を示す変遷図に「現在の行	市域の拡大の様子を示す変遷図
	政区」の図を追加	
関連文化財群⑤「厄除け大師への信仰」におけ	(86頁)	(86頁)
る川崎大師と東海道川崎宿との関係の補足説明	川崎大師がある大師河原は江戸の郊外五里半	川崎大師がある大師河原は江戸の郊外五里半
に関する意見を踏まえ、記述を追加	にあり、物見遊山も兼ねて参詣に訪れる行楽地とし	にあり、物見遊山も兼ねて参詣に訪れる行楽地とし
	ても恰好の場所であり、多くの紀行文や名所案内	ても恰好の場所であり、多くの紀行文や名所案内
	記に描かれました。また、東海道川崎宿は、川崎大	記に描かれました。
	師への玄関口としてにぎわい、江戸時代後期には	
	旅籠が72軒も連なっていました。	
生田緑地のコナラ林に関する意見を踏まえ、より	(92頁 表14)	(92頁 表14)
適切な表現となるよう記述を修正	<u>かつて</u> 里山として管理されて <u>い</u> たコナラの多い落	里山として管理されてきたコナラの多い落葉広葉
	葉広葉樹林は、当時の伝統的な生活文化を伝え	樹林は当時の伝統的な生活文化を伝える。環境
	<u>てい</u> る。環境省特定植物群落 E	省特定植物群落E

その他用語・用字の修正など、所要の整備を行っています。

資料3-2

はじめに

1 背景

- ○国では、過疎化・少子高齢化等の社会状況の変化を背景に各地域の貴重な文化財の滅失・散逸等の防止が喫緊の課題 となる中、未指定を含めた文化財をまちづくりに生かしつつ、文化財継承の担い手を確保し、地域全体で取り組んでいくこと のできる仕組みづくりの整備のため、平成30年に文化財保護法(昭和25年法律第214号)を改正し、文化財保存活用地域 計画の文化庁長官による認定が制度化された。
- ○川崎市では、平成29年に人口が150万人を突破し、新しい市民が増え、転入者の約7割が20代~30代と若い世代となって いる。また、令和6年7月には、市制100周年を迎えることを機に、更に多くの市民に、川崎市の歴史文化を広く理解し、まち に愛着を持ってもらえるような取組が求められている。

計画の構成

※国の指針に沿って構成

※※網かけ部分は本計画の主要部分

はじめに

第1章 川崎市の概要

第2章 川崎市の文化財の概要

第3章 川崎市の歴史文化の特徴

第4章 文化財の保存・活用に関するこれまでの取組

第5章 文化財の保存・活用に関する方針と取組

第6章 文化財の保存・活用の推進体制等

2 計画策定の趣旨

- ○本計画は、市の最上位計画である川崎市総合計画に掲げる都市の将来像「成長と成熟の 調和による持続可能な最幸のまち かわさき」の実現に向け、市域の歴史文化の特徴を整理 してわかりやすく示し、歴史や文化を生かしたまちづくりを進めることを目的とする。
- ○計画期間が満了する「川崎市文化財保護活用計画」の取組の成果や課題を踏まえながら、 文化財保護法第183条の3第1項の規定に基づき策定し、本市の新たな文化財の保存と活 用に関する取組を位置付けた計画とする。
- ○このため、個々の文化財の所在状況や管理状況等の現状把握と、次世代への継承に向け て直面する課題を整理し、保存・活用を図るための方針、具体的な事業等の実施計画(取 組)を定め、これに基づいて中・長期的な観点からの取組を進めていく。

3 位置付け

○関連する計画等との整合や連携を図るほか、個別の文化財事業との整合を図る。

【関連する計画等】 川崎市総合計画、かわさき教育プラン、神奈川県文化財保存活用大綱 川崎市文化芸術振興計画など川崎市の関連計画

【個別の文化財事業】国史跡橘樹官衙遺跡群の保存活用計画や整備基本計画、 登録博物館の運営基本計画や基本方針など

4 計画期間

- ○令和6年度から令和15年度までの10年間
- ○本市総合計画のほか関連計画等の改定の 際には、必要に応じて本計画を見直す。

文化庁への認定申請

○市として計画策定後、令和6年4月に 文化庁長官へ計画の認定申請予定

本市におけるこれまでの主な文化財保護の取組

昭和34年8月 川崎市文化財保護条例制定

平成20年8月 川崎市文化芸術振興計画策定

平成26年3月 川崎市文化財保護活用計画策定

平成27年3月 橘樹官衙遺跡群が市内初の国史跡に指定

平成29年12月 川崎市地域文化財顕彰制度創設

計画策定の経過(令和4年度~令和5年度)

- ○川崎市文化財審議会(4回)、川崎市社会教育委員会議(4回)
- ○川崎市文化財保存活用地域計画策定懇談会(4回) ※有識者、文化財所有者·管理者、関係団体、市民、博物館等
- ○市民アンケート(令和4年9月15日~11月30日)
- ○市民説明会(令和5年1月18日)
- ○川崎市文化財保護活用計画推進会議(庁内調整:5回)

5 文化財について

【本計画で扱う文化財】

- ・文化財保護法第2条の「文化財」(6類型で規定)
- ·文化財保護法第92条の「埋蔵文化財」
- ·文化財保護法第147条の「文化財の保存技術」

【文化財の保護制度】

•文化財保護法で規定 例:国宝、史跡

神奈川県文化財保護条例で規定 例:県指定重要文化財

・川崎市文化財保護条例で規定 例:市重要歷史記念物

・川崎市地域文化財顕彰制度で決定 例:地域文化財 ※上記に含まれない未指定の文化財も本計画の対象

本計画で扱う文化財(未指定を含む)

埋蔵文化財

文化的景観 伝統的建造物群

6 文化財の保存と活用とは

【文化財の保存】: 主に、文化財としての価値を後世に向けて確実に維持すること

具体的には、適切な保管環境下で良好な保存状態を維持すること、適切な保存修理を行うこと、文化財そのものの保存が困難な場合は調査を行い記録保存すること 等

【文化財の活用】: 主に、文化財としての価値を市民と共有し、文化財に親しめるようにすること

具体的には、様々な方法で情報発信を行い文化財の価値を広く周知すること、文化財の整備や展示を行い、その価値を伝えること 等

【第1章】川崎市の概要

川崎市は、東西約31km、南北約19kmで、面積約144.35kmの市域北西部の多摩丘陵を除いて比較的平坦な地域で、令和6年2月現在、人口は約154万人となっている。また、本市は、大正13年に誕生してから、多摩川に沿って隣接する町村を編入しながら拡大し、政令指定都市移行後に設置した区ごとに成り立ちや特徴がある。

【第2章】川崎市の文化財の概要

指定・登録等文化財、川崎市地域文化財、未指定文化財の件数は次のとおりである。

種別		指定・登録	禄等文化財		川崎市	未指定文化財
但加	国	県	市	計	地域文化財	木相足又化剂
有形文化財	22	17	102	141	115	17,634
無形文化財	0	0	_	0	1	0
民俗文化財	1	5	12	18	110	6,710
記念物	3	6	2	11	14	664
文化的景観	0	_	-	-	0	0
伝統的建造物群	0	_	_	_	0	0
その他(産業遺産)	-	_	_	_	_	163
合計	26	28	116	170	240	25,171

【文化財の件数 令和6年1月現在】※文化財の保存技術は0件

【第3章】川崎市の歴史文化の特徴

市域の歴史や文化を整理し、その5つの特徴は次のとおりである。

- (1)丘陵で営まれた暮らし
- (2)水辺に育まれた地域
- (3) 各時代に取り込まれてきた最先端の文化や技術
- (4)江戸を支える社会基盤の整備により発展したまちと賑わい
- (5)日本の近代工業化を牽引しつつ拡大・発展した都市

【第4章】文化財の保存・活用に関するこれまでの取組

これまでの取組と課題を「川崎市文化財保護活用計画」の5つの方針に沿って整理すると次のとおりである。

(1)文化財把握の方針

これまでの 主な取組	・指定文化財の保存状況調査や、古文書所在調査など各種調査を実施・川崎市埋蔵文化財年報等で調査研究の成果を公表
主な課題	・把握した文化財の統一的な様式によるデータベースの構築に至っていない。・指定等文化財所在地と災害関係情報との照合がなされていない。・埋蔵文化財の整理作業や調査報告書の刊行に時間を要している。

用地類	或計 画【概要版 】
(2)文化則	けの保護活用の基本的な方針
これまでの 主な取組	 ・計画的な文化財の指定・登録を進め、平成26年度以降、国指定史跡1件、国登録文化財3件、市指定6件を指定・登録 ・平成29年度に「川崎市地域文化財顕彰制度」を創設し、これまで240件を決定・学校での出前授業や市民活動団体の要望に応じた職員による講演などを実施・所有者等との調整を行い、文化財の適切な修理を実施(平成26年度以降16件)・指定文化財等現地特別公開の実施や、川崎市民俗芸能保存協会と共催による川崎市民俗芸能発表会等で文化財の公開を実施・無形民俗文化財・無形文化財(乙女文楽)の普及啓発・情報発信等の実施
主な課題	 ・地域文化財決定後の活用が不十分なことから、積極的な活用の検討が必要である。 ・新型コロナウイルス感染症の影響を受け、特に民俗芸能分野では、活動の縮小や担い手不足が顕著となり、資金確保を含め、活動の継続に向けた取組が重要となっている。
(3)文化則	けの保護活用を推進するための体制整備
これまでの 主な取組	 ・庁内で検討委員会を設置し、文化財・博物館専門職員のあり方の検討を行い、その議論を踏まえ日本民家園・青少年科学館に学芸員を配置 ・平成28年度に、教育委員会が実施する養成講座を修了した方を「川崎市文化財ボランティア」として登録する仕組みを整備、活用事業や調査を実施・「(仮称)川崎市文化財保護基金」については検討を行ったが、目的に応じてより柔軟な運用が可能な、ふるさと納税やクラウドファンディングの仕組みを活用

主な課題

るため、新たな担い手の確保が必要となっている。
・川崎市市民ミュージアムの被災資料のレスキュー活動を進めているが、その処置には長い時間がかかることが予想されている。

・文化財ボランティアや史跡保存会等について、メンバーの高齢化や固定化がみられ

・埋蔵文化財は暫定的に市有施設に分散して収蔵しているが、**適切な保存管理と活用ができる収蔵施設の整備が必要**となっている。

(4)個別の文化財保護活用(管理)計画の考え方

これまでの 主な取組

・平成27年に橘樹官衙遺跡群が国史跡に指定され、「国史跡橘樹官衙遺跡群保存活 用計画」、「国史跡橘樹官衙遺跡群整備基本計画」を策定

·日本民家園運営基本方針の策定を検討(令和5年度完成予定)

主な課題

・国史跡橘樹官衙遺跡群は、「国史跡橘樹官衙遺跡群保存活用計画」の策定時より 史跡指定地が増加しており、公有地化の方針・方法の再検討等が必要になっている。

・また、遺跡群の調査の進展に伴い、**史跡整備計画の内容と遺跡群の実態が合わない部** 分が出てきており、「国史跡橘樹官衙遺跡群整備基本計画」の改定が必要になっている。

(5)関連文化財群/歴史文化保存活用区域の考え方

これる	をでの
主な	取組

・橘樹官衙遺跡群周辺の文化財群は、史跡めぐりなど地域的なまとまりとして活用

主な課題・事例として掲げたが、**具体的なテーマや地域を設定し活用を進めるには至らなかった**。

23

【第5章】文化財の保存・活用に関する方針と取組

1 文化財の保存・活用に関する基本的な考え方

(1)基本理念と施策の方向性、基本方針

本計画の基本理念及び施策の方向性は、「川崎市文化財保護活用計画」の基本理 **念及び方向性を継承**して、次のとおりとする。また、施策の方向性をもとに取組を展開す るため、**4つの基本方針を設定**する。

基本理念 文化財が人をつなぎ、地域を守り育むまちづくり

文化財は、歴史や文化の営みのなかで、自然環境や社会、生活を反映して育まれ、 継承されてきた地域のたからである。文化財は歴史や文化を正しく理解するために必要 不可欠なものであり、将来の文化の向上、発展の基礎となるものである。文化財を保存・ 活用することを通じて、地域の人と人とがつながり、共に学び楽しみ活動することで、地 域のたからを守り、育む、魅力あるまちづくりに寄与する。

【3つの施策の方向性】

施策の方向性①

文化財の価値の共有と継承

文化財を市民共有の財産として、長く将来にわたって 守り伝えるため、その価値を市民と共有し継承する。

施策の方向性②

文化財の魅力を生かした地域づくり

市民自らが暮らす地域の歴史や文化財を知り、地域 資源として魅力あるまちづくりに生かす。

施策の方向性③

文化財をみんなで支える仕組みづくり

行政や関係機関とともに、市民や市民団体等の幅広 い参加による保存・活用のための仕組みを作る。

【4つの基本方針】

- (1)文化財の現状把 握・調査・研究の強化
- (2)文化財の確実な保 存・継承・修理・整備
- (3)文化財の普及と活 用の推進

(4)文化財の保存・活 用の担い手の育成

2 文化財の保存・活用に関する現状と課題及び個別の取組方針

第4章で示した、これまでの取組と課題を踏まえつつ、基本方針ごとに現状と課題を整 理し、個別の取組方針を設定すると次のとおりである。

(1)文化財の現状把握・調査・研究の強化

市域の文化財を適切に保存・活用するためには、文化財の現状や価値を適切に把 主な課題 握することが必要

(1)-1:文化財の適切な現状把握 個別の

(1)-2:文化財調査情報の適切な管理 取組方針 (1)-3:文化財の価値を明らかにするための調査・研究

(2)文化財の確実な保存・継承・修理・整備

文化財を将来にわたって保存・継承するためには、その価値を共有し、有形文化財 **主な課題** については適切に保存修理につなげること、無形文化財や無形民俗文化財について は、継承活動への支援や後継者の育成が急務

(2)-1:文化財の指定・登録、地域文化財の題彰

(2)-2:保存活用計画や整備計画の策定と運用

(2)-3:有形文化財の保存修理

個別の (2)-4:無形文化財・無形民俗文化財の継承

取組方針 (2)-5:記念物の整備・維持管理

(2)-6: 埋蔵文化財の保護

(2)-7:防災対策の実施・防災力の向上

(2)-8:災害・事故発生時の迅速な対応

(3)文化財の普及と活用の推進

主な課題 積極的な情報発信や学校教育、生涯学習等で文化財の活用を進めることが必要

(3)-1:文化財に関する広報活動

個別の (3)-2:文化財を活用した学校教育・生涯学習 取組方針 (3)-3:文化財の計画的な公開による普及啓発

(3)-4:地域づくりと一体になった文化財の保存・活用の推進

(4)文化財の保存・活用の担い手の育成

主な課題
文化財所有者や行政のみならず、多様な関係者の参画と連携が必要

(4)-1:文化財所有者・管理者への支援

個別の 取組方針 (4)-2:市民参加型の保存・活用体制の構築

(4)-3:市の役割

(4)-4:文化財保護拠点の運営

(4)-5:市内関係部局及び県・他市町村等との連携

3 関連文化財群と文化財保存活用区域の設定 〔5ページ参照〕

市の事業だけではなく、市民が身近な文化財を主体的に保存・活用し、地域づくりに生かし ていくことを支援し、地域への興味や愛着を深めることにつなげるため、市域の歴史文化の 特徴を表す多様な文化財を、共通の背景や文脈をもつストーリーやテーマでまとめ、市域の 歴史文化をひもとく重要な手がかりとして設定

24(「(3)-4:地域づくりと一体になった文化財の保存・活用の推進」として設定)

4 文化財の保存・活用に関する取組

前節までに設定した、施策の方向性、基本方針及び個別の取組方針ごとに、具体的な取組を位置付ける。

◆重点事業 ●新規事業

基本 理念

文化財が人をつなぎ、地域を守り育むまちづくり

施策の 方向性

基本

方針

個別の取組方針

①文化財の価値の共有と継承

(1) 文化財の現状把握・調査・研究の強化

- (1)-1:文化財の適切な現状把握 (1)-2:文化財調査情報の適切な管理
- (1)-3:文化財の価値を明らかにするため の調査・研究

(2) 文化財の確実な保存・継承・修理・整備

- (2)-1:文化財の指定・登録、地域文化財の 顕彰
- (2)-2:保存活用計画や整備計画の策定と運用
- (2)-3:有形文化財の保存修理
- (2)-4:無形文化財・無形民俗文化財の継承
- (2)-5:記念物の整備・維持管理
- (2)-6: 埋蔵文化財の保護
- (2)-7:防災対策の実施・防災力の向上
- (2)-8:災害・事故発生時の迅速な対応

②文化財の魅力を生かした地域づくり

(3) 文化財の普及と活用の推進

- (3)-1:文化財に関する広報活動
- (3)-2:文化財を活用した学校教育・生涯学習
- (3)-3:文化財の計画的な公開による普及啓発
- (3)-4:地域づくりと一体になった文化財の 保存・活用の推進

③文化財をみんなで支える仕組みづくり (4)文化財の保存・活用の担い手の育成

- (4)-1:文化財所有者·管理者への支援
- (4)-2:市民参加型の保存・活用体制の構築
- (4)-3:市の役割
- (4)-4:文化財保護拠点の運営
- (4)-5:市内関係部局及び県・他市町村等との 連携

石造物の追跡調査

- ●民俗資料所在調査の実施
- ◆「川崎市地域文化財顕彰制度」による未指 定文化財の把握
- ●近現代文化財の把握

文化財データベースの構築及びデジタル化 考古資料の台帳整備

◆国史跡橘樹官衙遺跡群の調査 指定等候補物件の調査

計画的な文化財の指定・地域文化財の顕彰

- ◆国史跡橘樹官衙遺跡群の史跡整備の推進
- ◆日本民家園の展示古民家の耐震化·屋根 葺き替え工事

市民ミュージアムにおける被災収蔵品の修復等

川崎市民俗芸能発表会の運営支援 乙女文楽の継承の支援

史跡保存会と協働した市内史跡の日常管理 国史跡橘樹官衙遺跡群用地の維持管理

埋蔵文化財の記録保存 未刊行の発掘調査報告書の刊行

- ●GISシステムを利用した文化財所有者・管理者との被災想定の共有
- ●文化財所有者·管理者のための被災時初動 マニュアルの整備
- ●スマートフォン等デジタル技術を活用した被 災情報の把握手段の整備の検討

文化財解説板の設置・更新 SNSやメディア、地図情報などデジタル技術を 活用した文化財情報の発信

文化財の活用に関する相談受付 区役所・社会教育事業との連携強化

指定文化財等現地特別公開事業の実施 無形文化財・無形民俗文化財の公開・発信の 支援

橘樹官衙遺跡群発掘調査現地見学会実施

●関連文化財群・文化財保存活用区域と具体 的な取組の設定

指定文化財・史跡指定地の管理支援 適切な保存・活用への助言

文化財ボランティア登録制度の運用

●デジタル技術を活用した市民参加の文化財 情報収集・公開の仕組みづくりの検討

職員の研修機会の確保

- ●庁内関係職員向け研修実施 大学や専門機関との連携強化
- ●民間博物館との連携
- ●埋蔵文化財の適切な保存管理

川崎市文化財保護活用計画推進会議による 庁内連携の強化 他市町村や市外博物館との連携

主な取組

【第6章】文化財の保存・活用の推進体制等

1 本市の推進体制

本計画の推進に当たっては、文化財保護主管課を中心に、庁内関係部局や市関連団体、 市民や教育・研究機関、企業等と連携していく。

2 計画の進行管理と評価

本計画に基づく取組を進行管理する手法として、PDCAサイクルを確立していく。PDCAサ イクルの運用にあっては、文化財の保存・活用の方針毎に設定した目標値の達成度や個 別の取組の実行状況を点検し、毎年度自己評価を行い、川崎市文化財審議会にその結 果を報告し、聴取した意見を踏まえて、次年度以降の取組に生かしていく。

また、川崎市文化財保護活用計画推進会議においては、関係部局や市民団体等の取組 について情報共有を図る。

基本方針	指標	参考値 R4 (2022)	目標値 ※1 R7(2025)	目標値 R15 (2033)
(1) 文化財の現状把握・ 調査・研究の強化	指定文化財、地域文化財等の 現状把握調査実施件数	41件	_	50件以上/年
(2) 文化財の確実な保存・ 継承・修理・整備	市内の指定・登録等の文化財 及び「川崎市地域文化財顕彰制 度」に基づく地域文化財の件数	382件	470件以上 (累計)	700件以上 (累計)
(3) 文化財の普及と活用 の推進	橘樹官衙遺跡群の関連事業への 参加者数	496人	400人以上	560人以上
(4) 文化財の保存・活用 の担い手の育成	文化財ボランティアが参加した 事業日数	28日	25日以上	42日以上

※1 第2次川崎市教育振興基本計画かわさき教育プラン第3期実施計画記載の参考指標にある令和7(2025) 年度の目標値を記載している。

【指標の説明】

基本方針(1) 職員や文化財調査員による定期的な保存状況を把握する調査の実施件数

(出典:川崎市教育委員会調べ)

基本方針(2) 従来の国・県・市の指定・登録の文化財件数に加え、「川崎市地域文化財顕彰制度」に基

づいて顕彰した地域文化財の件数を追加

(出典:川崎市教育委員会調べ)

基本方針(3) 橘樹官衙遺跡群の関連事業への参加者数

(出典:川崎市教育委員会調べ)

基本方針(4) 文化財ボランティアが参加した文化財活用事業の延べ日数

(出典:川崎市教育委員会調べ)

【参考】

第5章 3 関連文化財群と文化財保存活用区域の設定の具体的内容

「(3)-4:地域づくりと一体になった文化財の保存・活用の推進」として設定

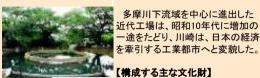
[関連文化財群]

関連文化財群①「二ヶ領用水と地域開発」

徳川家康が小泉次太夫に命じて 作らせた二ヶ領用水は、小学校の 授業でも地域学習の素材として取 り上げられ、市民に広く親しまれて いる。

【構成する主な文化財】

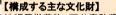
二ヶ領用水、小泉橋遺構



一途をたどり、川崎は、日本の経済 を牽引する工業都市へと変貌した。

鎌倉時代から戦国時代にかけて、

多摩川下流域を中心に進出した





久地円筒分水 沖縄民俗芸能、石井泰助頌徳碑

関連文化財群4「つわものどもの夢のあと」

関連文化財群⑥「いまに生きる願掛けとご利益」

関連文化財群②「工業都市川崎とものづくり」

関連文化財群③「橘樹郡の成立」

橘樹官衙遺跡群は、地方官衙の 成立から廃絶に至るまでの経過を たどるとこのできる貴重な遺跡

【構成する主な文化財】 橘樹郡家跡、馬絹古墳



した様子が残されている。

【構成する主な文化財】 枡形城、木造稲毛重成坐像



関東下知状

関連文化財群⑤「厄除け大師への信仰」

江戸時代後期には、川崎大師の 「厄除け」への信仰が急速に広ま り、庶民から将軍家まで広く信仰 を集めた。

【機成する主な文化財】

六字名号塔、京浜急行発祥の地碑



【構成する主な文化財】

川崎大師平間寺麻生不動院のだるま市、大山灯籠

市域では暮らしが営まれるなかで、



南河原雨乞い獅子頭

[文化財保存活用区域]

文化財保存活用区域① 「日本民家園と里山の風景」

生田緑地周辺は、緑豊かな里山 風景を生かした日本民家園や周 辺の文化財等とあわせ、伝統的 な生活文化に触れることができ

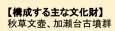
【構成する主な文化財】

日本民家園、初山の獅子舞



文化財保存活用区域②「加瀬山」

幸区の加瀬山には縄文時代 から現代までの歴史が連綿と 刻まれている。





加瀬台古墳群9号墳

社会教育関係団体への補助金交付について

1 概要

社会教育法(昭和24年法律第207号)第13条には、地方公共団体が社会教育関係 団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、教育委員会が社会教育委員 の会議の意見を聴いて行わなければならないと規定されている。

2 対象の社会教育関係団体(令和6年度)

団体名	補助金の名称	所管部署
川崎市地域女性連絡協議会	川崎市地域女性連絡協議会活	教育委員会事務局生涯学習推
	動補助金	進課
川崎市PTA連絡協議会	川崎市PTA連絡協議会活動	教育委員会事務局地域教育推
	補助金	進課
川崎大会実行委員会	日本PTA全国研究大会川崎	教育委員会事務局地域教育推
	大会関連事業補助金 (予定)	進課
川崎市青少年育成連盟	川崎市青少年育成連盟活動費	こども未来局青少年支援室
	補助金	
川崎市総合文化団体連絡会	川崎市総合文化団体連絡会補	市民文化局市民文化振興室
	助金	

【参考】 社会教育法(抜粋)

(社会教育関係団体の定義)

第10条 この法律で「社会教育関係団体」とは、法人であると否とを問わず、公の支配に 属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。

(審議会等への諮問)

第13条 国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が審議会等(国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第8条に規定する機関をいう。第51条第3項において同じ。)で政令で定めるものの、地方公共団体にあつては教育委員会が社会教育委員の会議(社会教育委員が置かれていない場合には、条例で定めるところにより社会教育に係る補助金の交付に関する事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関)の意見を聴いて行わなければならない。

令和5年度社会教育関係団体への補助金交付一覧

① 川崎市地域女性連絡協議会

代表者: 会長 青木 恵美子

補助金の名称	川崎市地域女性連絡協議会活動補助金
補助効果等	地域女性団体の自主的な活動を援助することにより、女性リーダーの育成と社会教育活動の推進を図る。 活動を通して、環境問題、女性問題、子育て支援、高齢者福祉などについて地域の女性たちが共に語り、学びあうことにより、女性の自立と社会参加の促進及び地域の連帯強化を図る。 ・平和のつどい・芸能のつどい・研修会、学習会・広報紙発行・他組織との連携、協力・他
団体の概要	所属団体数: 8団体 関係会員数: 約1,500人(令和4年度 約1,500人、令和3年度 約1,500人) 会 費 額: 団体会費 5,000円(年額) 個人会費 3,000円(年額)
令和6年度補助金額	429千円
増減額	0千円

(参考)補助金額の推移

	令和4年度(予算)	令和5年度(予算)
補助金額	429千円	429千円
総収入	1,969千円	2,209千円
補助対象事業費	1,440千円	1,590千円
総事業費	1,969千円	2,209千円
補助金の割合	21.8%	19.4%

令和5年度社会教育関係団体への補助金交付一覧

② 川崎市PTA連絡協議会

代表者: 会長 浦山 利博

補助金の名称	川崎市PTA連絡協議会活動補助金	
補助効果等	各種事業の実施や、各種大会・研修会への参加を補助することにより、川崎市内のPTAの効果的な活動の推進を図り、川崎市立学校の児童・生徒の健全育成とPTAの地域教育活動の充実に寄与することを目的とする。 ・市P協かわさきの発行 ・食育推進コンテスト ・ICT研修会 他	
団体の概要	所属単位PTA数:164団体 (小学校112、中学校50、小中学校1、特別支援学校1) 会費額:1世帯70円(年額)	
令和6年度補助金額	1,816千円	
増減額	0千円	

(参考)補助金額の推移

	令和4年度(予算)	令和5年度(予算)
補助金額	1,816千円	1,816千円
総収入	11,230千円	10,386千円
補助対象事業費	4,492千円	5,710千円
総事業費	11,230千円	10,386千円
補助金の割合	16.2%	17.5%

③ 川崎大会実行委員会

代表者: 実行委員長 浦山 利博

補助金の名称	日本PTA全国研究大会川崎大会関連事業補助金(予定)	
補助効果等	「第72回日本PTA全国研究大会 第56回関東ブロック研究大会 川崎大会」の運営を支援し、 もって開催市である川崎市内のPTAの効果的な活動の推進を図り、川崎市立学校の児童・生徒 の健全育成とPTAの地域教育活動の充実に寄与することを目的とする。 ※令和6年度は川崎市が開催当番市となっている。 本補助金については令和6年度のみ支出予定	
団体の概要	川崎市PTA連絡協議会の役員を中心に構成された実行委員会	
令和6年度補助金額	6,000千円	
増減額	6,000千円	

令和5年度社会教育関係団体への補助金交付一覧

④ 川崎市青少年育成連盟

代表者: 理事長 境 紳隆

補助金の名称	川崎市青少年育成連盟補助金
補助効果等	近年の子ども・若者を取り巻く社会環境の変化に伴い、青少年の社会活動への参加が減少傾向にある中、長年にわたり青少年を育成・指導した実績のある団体により構成された川崎市青少年育成連盟の活動等を支援することで、青少年の社会参加が促進され、これからの社会を担う青少年の健全育成の推進につながる。 (主な実施事業) ・構成団体の活動の推進 ・団体リーフレット、育成連盟だよりの作成・ジュニアリーダーの養成 ・青少年フェスティバル等への参加 など
団体の概要	所属団体数: 4団体
令和6年度補助金額	7,793千円
増減額	0千円

(参考)補助金額の推移

	令和4年度(予算)	令和5年度(予算)
補助金額	7,793千円	7,793千円
総収入	8,346千円	8,515千円
補助対象事業費	8,342千円	8,356千円
総事業費	8,346千円	8,515千円
補助金の割合	93.4%	91.5%

⑤ 川崎市総合文化団体連絡会

代表者: 理事長 三田村 鳳翔

補助金の名称	川崎市総合文化団体連絡会補助金
補助効果等	川崎市総合文化団体連絡会加盟9団体への助成を通して、地域で実施されている市民の多彩な文化芸術活動を振興し、市民の相互交流と市民文化の向上を図る。 ・川崎市総合文化団体連絡会事業 かわさき市民芸術祭(こども、美術、舞台部門)、機関誌「文化かわさき」の発行他 ・加盟団体事業 各区文化祭、芸術文化イベント、各文化講座、機関誌の発行他
団体の概要	所属団体数: 9団体 (川崎市文化協会、川崎文化会議、各区文化協会7) 関係会員数: 約15,000人(令和4年度 約16,000人令和3年度 約18,000人) 会 費 額: なし(所属団体ごとに会費徴収あり。団体会員7,000円~12,000円程度。 個人会員3,000円~6,000円程度。)
令和6年度補助金額	8,910千円
増減額	0千円

(参考)補助金額の推移

	令和4年度(予算)	令和5年度(予算)
補助金額	8,910千円	8,910千円
総収入	28,545千円	27,230千円
補助対象事業費	27,001千円	25,790千円
総事業費	28,545千円	27,230千円
補助金の割合	31.2%	32.7%

令和6年度川崎市生涯学習推進活動方針(案)

1 めざす社会像

民主主義の精神にのっとり、平和と基本的人権を尊重し、市民が自ら考え、学びを創造するとともに、多様性を認め合い、互いにつながり合い、共に高め合いながらその成果を地域に還元することのできる、持続可能な社会の実現をめざします。

2 基本方針

超高齢社会の到来を見据え、市民の暮らしの向上と地域社会の持続的発展のための学びを推進するため、10年後の未来に向けて「人生 100年時代の生涯学習社会の実現〜生涯を通じた学びと成長〜」という理念を掲げ、総合的に施策を展開し、「人づくり」、「つながりづくり」、「地域づくり」の推進を図りながら、持続可能な地域づくりと安心して暮らし続けるしくみづくりを進めます。

「人生 100 年時代の生涯学習社会の実現」 ~生涯を通じた学びと成長~

3 基本政策

(1) 家庭・地域の教育力を高める

家族形態や地域における人と人とのつながりが変化する中、子育て家庭を含めたあらゆる世代の生活環境が大きく変化しており、子どもを取り巻くさまざまな社会的な問題が生じています。

学校・家庭・地域がともに連携することで、地域が家庭に寄り添いながら、子どもや若者が大人たちと関わり、互いに学び合い、育ち合う中で、主体的にいきいきと活動する力を培うための環境づくりを進めていきます。

(2) いきいきと学び、活動するための環境をつくる

活力ある豊かな地域をつくるためには、多様な学びの機会を提供して学びによる地域のつながりを創出するとともに、地域の生涯学習の担い手を育てるしくみづくりや、生涯学習をコーディネートする人材の育成に取り組む必要があります。また、地域のさまざまな人が集い、いきいきと学び、つながり、学んだ成果を主体的に地域づくりや市民活動に活かすことができるよう、社会教育の推進や生涯学習環境の整備などを進めていきます。

(3) 文化財の保護・活用と魅力ある博物館づくりを進める

「川崎市文化財<mark>保存活用地域計画</mark>」の基本理念「文化財が人をつなぎ、地域を守り育むまちづくり」を踏まえ、市民にとって文化財に親しむ機会が充実し、文化財に対する意識が高まるよう、地域と連携しながら、国史跡橘樹官衙遺跡群をはじめ、多くの文化財を活かした魅力あるまちづくりを推進します。

日本民家園及びかわさき宙と緑の科学館では、各施設の特性・専門性を活かした展示等、博物館活動の充実 を図るとともに、生田緑地内の各施設や関係部署等と連携しながら、市民サービスの向上や国内外への魅力発 信について取組を進めます。

4 施策

【基本政策1】

施策1 家庭教育支援の充実

近年の社会状況の変化に伴って家庭環境の多様化が見られることから、関係部局や団体、企業等と連携しながら、家庭教育の推進に取り組み、家庭の教育力の向上を図っていきます。

- ○教育文化会館・市民館・分館において、家庭・地域教育学級を開催し、子育てに関する家庭・地域課題 の学習機会を提供するなど、家庭教育の充実を図ります。
- ○子どもの理解や保護者の役割、子育てに関する諸課題等について、PTAが実施する家庭教育学級を支援することにより、学校・家庭・地域の連携による学習活動を促進します。
- ○「家庭教育推進連絡会」を開催するなど、子育てに関する関係機関や関係団体が相互に連携・協力しながら、家庭教育を支援するためのネットワークづくりを進めます。
- ○家庭教育の推進に向けて企業や地域団体等と連携した取組を進めるなど、さまざまな場において、子育 て家庭が学べる機会を増やしていきます。

施策2 地域における教育活動の推進

地域教育会議のさらなる活性化や、地域の寺子屋事業の推進など、地域の多様な人材や資源を活かして、地域の教育力の向上を図るしくみづくりを進めます。

また、多世代がつながり、学び合い、子どもたちの学ぶ意欲の向上と豊かな人間性の育成を図るとともに、連携・協働に基づく持続可能なネットワークづくりを進めます。

- ○多様な団体により構成される「川崎市地域教育ネットワーク推進会議」を開催するなど、学校・家庭・ 地域のネットワークづくりを進めます。
- ○中学校区地域教育会議における活動を推進するとともに、行政区地域教育会議による中学校区地域教育会議への支援・補完機能の強化に取り組みます。
- ○中学校区地域教育会議を、国の示す「地域学校協働活動」を推進する組織として位置づけながら、地域教育コーディネーターの設置を進め、学校と地域の連携を進めます。
- ○子ども会議や地域教育会議の活動を通して、学校と地域が連携して、子どもたちの意見表明と社会参加 を促進し、地域社会の一員としての自覚を育みます。
- ○「子どもの泳力向上プロジェクト」として、地域のスイミングスクール等と連携して、水に親しむことに加え、泳ぎが苦手な子どもの泳力を向上することを目的に水泳教室を開催し、地域資源を活かした子どもたちの支援を行います。
- ○地域ぐるみで子どもを育てる「地域の寺子屋事業」を全小・中学校へ拡充するとともに、継続した運営に向け、寺子屋先生養成講座などを通じて担い手づくりを進めます。

【基本政策2】

施策1 自ら学び、活動するための支援の充実

"市民自身が学び、その成果を地域での活動に活かすことで充実感を味わい、さらなる学びにつなげる"という、学びと活動の循環を促進していくため、市民館・図書館において、学びを通して、人・つながり・地域づくりを支える生涯学習の拠点をめざした取組や、市民にとって役立つ、地域の中で頼れる知と情報の拠点をめざした取組を進めていきます。

- ○社会参加の促進や市民意識の啓発、地域課題や生活課題の解決に向けた学習機会を提供するとともに、 地域団体の育成や交流に向けた取組や多様な主体との協働・連携に向けた取組を推進し、社会教育の振興 を図ります。
- ○市民同士の学び合いの場を市民自らが企画・運営することを通して、市民が学んだ知識や経験等を身近 な地域で活かしながら、主体的に活動する担い手の育成を図ります。
- ○ICTを活用したオンライン講座等の実施をはじめ、身近な地域の施設で出張講座を開催するなど、さまざまな学びの機会を提供していきます。
- ○市民の多様な読書ニーズに適切に対応するため、地域資料も含めた多様な図書・資料等を収集・提供するとともに、図書館の利用促進に向けた取組や多様な主体との連携による読書普及活動、他施設等との相互連携による図書館機能の向上のための取組など、効率的・効果的な図書館サービスの取組を推進します。
- ○市立図書館全体で「川崎市立図書館蔵書構築の考え方」に基づいた図書資料の収集、保存、有効活用を 行うとともに、図書館システムやかわさき電子図書館のICTを活用したサービス、自動車文庫や返却ボックスなど図書館外でのサービス、他施設との連携によるサービス等を提供し、図書館ネットワーク機能の強化に向けた取組を進めます。

施策2 生涯学習環境の整備

市民の生涯学習や地域活動の場としての学校施設の有効活用の促進や、身近な社会教育施設等の利用環境の向上を図るとともに、今後の市民館・図書館が、求められる多様なニーズへ柔軟に対応していける体制づくりを進めます。

- ○市立学校の校庭や体育館、特別教室等を、学校教育に支障のない範囲で<mark>、市民の生涯学習、スポーツ、</mark> 市民活動等の場として有効活用してもらうための取組を進めていき ます。
- ○子どもの"やりたい"の実現に向け、子どもたち自らルールづくりを行いながら、放課後に自由にのびのび遊べるよう、全小学校における校庭開放の実施に向けた支援に引き続き取り組みます。
- ○関係局と連携しながら施設の長寿命化に向けて計画的な取組の推進を図るとともに、効率的・効果的な 施設整備に取り組むなど、社会教育施設の老朽化等に適切に対応します。
- ○(仮称)川崎市民館・労働会館の再編整備に向けた取組を進め、川崎区における生涯学習の拠点として、みんなが気軽に利用しやすい活動や交流の拠点づくりを進めていきます。
- ○宮前市民館・図書館の鷺沼駅周辺への移転・整備に向けた取組を進め、市民の力で成長し続ける、宮前 区らしいスタイルの市民館・図書館として、多様な人々が交流し、つながり、新たなコミュニティ・生 活・教養を創発し、地域への愛着を育む場づくりを進めていきます。
- ○「今後の市民館・図書館のあり方」に基づき、市民館・図書館が「学びと活動を通じたつながりづくり」の役割を果たし、多様なニーズへ柔軟に対応した事業・サービスを展開していきます。また、市民館 及び図書館の新たな管理・運営手法として、「指定管理者制度」の導入の取組を進めていきます。
- ○公益財団法人生涯学習財団への支援や、市と連携した取組により、市民の誰もが、いつでもどこでも自主的に生涯学習に取り組める環境づくりを、多様な主体と連携して進めます。また、主体的に活動する社会教育関係団体を支援することにより、地域活動の充実や地域の教育力の向上を図ります。

【基本政策3】

施策1 文化財の保護・活用の推進

「川崎市文化財<mark>保存活用地域計画</mark>」に基づき、地域と連携しながら市民が文化財に親しむ機会の充実を図り、文化財ボランティア等の地域人材の育成・活用を図ります。また、国史跡橋樹官衙遺跡群の保存管理・活用・史跡整備等を計画的に推進します。

- ○「川崎市文化財<mark>保存活用地域計画</mark>」に基づき、文化財の調査・<mark>保存</mark>・活用を推進し<mark>、計画的な指定等や</mark> 指定文化財の保存修理等を行うとともに、「川崎市地域文化財顕彰制度」を活かして、未指定・未登録の文 化財の保存・活用を図ります。
- ○文化財ボランティア等の地域人材の育成・活用を進めるとともに、多くの地域人材と協働した文化財の保存・活用により、市民が文化財に親しむ機会の充実を図ります。また、文化財について、多くの市民に知っていただけるよう、SNSなどを活用し、効果的な広報を行っていきます。
- ○市内の学校に対して、出土品を活用した出前授業などを行い、文化財を見たり触れたりする機会を子どもたちに提供し、文化財に対する興味・関心を育みます。
- ○市民に文化財への親しみと理解を深めてもらうとともに、市民が主体的に市域の文化財を保存・活用することを促すため、関連文化財群と文化財保存活用区域を設定し、そのストーリーやテーマを発信し、それぞれの地区における文化財の保存・活用の機運を高めます。
- ○「国史跡橘樹官衙遺跡群保存活用計画」及び「国史跡橘樹官衙遺跡群整備基本計画」に基づき、<mark>整備を 行った歴史公園を中心に、</mark>本市の貴重な宝として全国にその魅力を発信し、さらなる文化的発展につなげ ていきます。

施策2 博物館の魅力向上

日本民家園における民家の暮らし調査や、かわさき宙と緑の科学館における市域の生物調査などにより、各施設の専門性を充実させるとともに、学校・地域等との連携により博物館活動を推進し、各施設の魅力向上を図ります。

- 〇日本民家園では、日本有数の古民家の野外博物館としての特性や専門性を活かし、古民家・民具等の展示整備、資料整理、調査研究、企画展示、教育普及等の博物館活動を推進します。また、文化財建造物の補修と耐震補強を計画的に進め、文化財の適切な保存・活用を図ります。さらに、園路や排水の整備、危険樹木対策等を計画的に実施し、文化財の保存環境を維持向上させるとともに、誰にでも安全で利用しやすい博物館づくりを進めます。
- ○かわさき宙と緑の科学館では、市内唯一の自然科学系の登録博物館として、自然・天文・科学の各分野において、特性や専門性を活かし、資料収集・保存、調査研究、展示、教育普及等の博物館活動を推進します。
- ○日本民家園及びかわさき宙と緑の科学館では、学校との連携を強化し、体験学習や社会科見学、学習投 影や実験教室等を通じて、子どもたちの文化財や伝統文化、自然科学への理解や興味関心を育みます。
- ○日本民家園及びかわさき宙と緑の科学館では、感染症等の影響を踏まえ、来園・来館が困難な方やこれまで訪れる機会のなかった方等に向けて、SNSなどを活用し、自宅で楽しみながら学べるコンテンツの提供など効果的な広報を行っていきます。
- ○日本民家園及びかわさき宙と緑の科学館では、岡本太郎美術館などの市内各博物館等と連携し、調査研究、展示、教育普及等の博物館活動を行うとともに、ボランティア・市民活動団体等の育成・支援、学校・関係機関等との連携・協働により、地域とのネットワークづくり等を図ります。
- 〇日本民家園及びかわさき宙と緑の科学館は、「『生田緑地』の観光強化」として、市の「新・かわさき観光振興プラン」(平成28 (2016) 年2月)にも位置づけられており、インバウンドにも対応した展示・広報活動の充実や利便性・回遊性の向上、食の魅力の開発・発信などの要素も含めて利用者サービスの充実に努め、広域観光の魅力づくりを図ります。
- ○日本民家園及びかわさき宙と緑の科学館は、地域資源を活用した特色ある文化芸術活動を推進する事業として「第3期川崎市文化芸術振興計画」(令和6 (2024)年3月)にも位置づけられており、地域に根ざした文化芸術を活用したまちづくりを進め、生田緑地を中心とした地域の魅力発信のため、関係局との連携を図っていきます。

5 令和6年度の主な事業内容

(1) 家庭・地域の教育力を高める

ア 家庭教育支援の充実

(ア) 家庭教育支援事業

()内の額は前年度予算額208,608 千円(174,085 千円)

2,311 千円(2,311 千円)

2,311 千円(2,311 千円)

子どもの健やかな育ちの基盤となる家庭教育を支援する取組として、家庭の役割や子育ての重要性を学び、親同士の交流を促進する学級・講座等を実施します。また、PTA等による家庭教育に関する学習活動を支援します。

【主な事業内容】

- ●市民館等における家庭・地域教育学級等の家庭教育に関する学習機会の提供 (家庭・地域教育学級は、社会教育振興事業費)
- ●PTAによる家庭教育学級開催の支援
- ●全市・各区「家庭教育推進連絡会」の開催による関係者間の情報共有の推進
- ●地域団体や企業等と連携した取組の推進

イ 地域における教育活動の推進

206, 297 千円 (171, 774 千円)

(ア) 地域における教育活動の推進事業

51,265 千円(45,287 千円)

地域社会で生き生きと活動する市民や、子どもたちの成長を見守り支えている市民の意欲・力を、 社会全体の活力や地域の教育力の向上につなげられるよう支援します。また、「子どもの権利に関す る条例」に基づき、地域における子どもの育ちや意見表明を促進します。

【主な事業内容】

- ●地域教育会議の実施による地域教育ネットワークのさらなる活性化
- ●子ども会議等の充実による子どもの育ちと意見表明の促進
- ●地域のスイミングスクール等と連携した子どもの泳力向上プロジェクト事業の実施

(イ) 地域の寺子屋事業

155,032 千円 (126,487 千円)

地域ぐるみで子どもたちの学習や体験をサポート<mark>するしくみづくりや</mark>、多世代で学ぶ生涯学習の 拠点づくりを進めることを目的に、地域が主体となって子どもたちに放課後週1回の学習支援と、 十曜日等に月1回の体験活動を行う「地域の寺子屋事業」を推進します。

- ●地域の寺子屋の拡充(全小・中学校での実施に向け随時拡充)
- ●寺子屋先生養成講座などの開催
- ●地域の寺子屋推進フォーラムの開催

(2) いきいきと学び、活動するための環境をつくる

4,218,716 千円(2,786,678 千円)

969, 166 千円 (1, 003, 983 千円)

ア 自ら学び、活動するための支援の充実

(ア) 社会教育振興事業

56,934 千円 (63,140 千円)

教育文化会館・市民館・分館において、市民の自主的・主体的な学びを支援していくため、学級・講座やイベント等を実施・開催します。また、社会教育を担う団体やボランティアの育成・支援、ネットワークづくりなどを通して、学習と活動がつながる好循環を生み出し、学習や活動を通じた人づくり、つながりづくり、地域づくりを進めます。

【主な事業内容】

- ●社会参加・共生推進学習事業の実施 識字学習活動、社会人学級、障害者社会参加学習活動他
- ●市民自治基礎学習事業の実施 平和・人権・男女平等推進学習、青少年教室事業、成人教室事業、シニアの社会参加支援事業、家庭・ 地域教育学級、市民館保育活動他
- ●市民学習・市民活動活性化学習事業の実施 市民自主学級、市民自主企画事業、市民エンパワーメント研修、市民講師事業、「地域の寺子屋事業」 に関する研修等事業 (再掲:「地域の寺子屋」事業費に含む。) 学習情報提供・学習相談事業他
- ●市民・行政協働・ネットワーク学習事業の実施 各行政区・中学校区地域教育会議推進事業(再掲:地域における教育活動の推進事業費に含む。)、 課題別連携事業、学社融合推進事業、地域学習・文化団体連携支援事業
- ●現代的課題対応学習事業の実施 地域コミュニティ交流・学習事業、現代的課題学習事業他
- ●視聴覚教材の活用等学習環境整備事業の実施
- ●大学等高等教育機関との連携促進
- ●市<mark>制</mark> 100 周年<mark>記念</mark>事業の実施 川崎市をテーマとした自作絵本<mark>展、各区での謎解きラリー、川崎ゆかりのイチ推し本の募集</mark>

(イ) 図書館運営事業

912,232 千円 (940,843 千円)

市民の読書要求に応え、市民の課題解決に役立つために、多様な図書館資料を収集・保存・提供するとともに、レファレンスの向上、インターネットやICTの活用、関係機関や学校図書館との連携促進などを図りながら、効率的・効果的な図書館運営をめざします。

- ●多様な市民ニーズに応え、市民の課題解決に役立つために、幅広く図書館資料を収集・提供
- ●来館困難者や視覚障がい者等への支援サービス実施
- ●レファレンスの向上やインターネット、ICT の活用
- ●関係機関や学校図書館との連携促進
- ●図書館の利用が困難な地域に向けた自動車文庫の巡回
- ●試行導入した非接触・非来館型の電子図書館サービスの本格実施(コンテンツの拡充及び図書館システムとの連携によるサービス向上)

イ 生涯学習環境の整備

3,249,550 千円(1,782,695 千円)

(ア) 生涯学習施設の環境整備事業

3,090,247 千円(1,640,454 千円)

市民の生涯学習や地域活動の拠点として、身近な学校施設を有効活用するとともに、資産保有の最適化を踏まえた社会教育施設等の長寿命化を推進するなど、市民の生涯学習環境の充実を図ります。

【主な事業内容】

- ●既存施設(労働会館)の活用による川崎区の市民館整備に向けた工事等の実施
- ●学校施設の更なる有効活用に向けた予約システム及びスマートロックの導入
- ●全小学校における校庭開放の実施に向けた支援
- ●鷺沼駅前地区市街地再開発事業に伴う宮前市民館・図書館の移転・整備に向け<mark>た</mark>設計や管理運営計画の策定作業等の実施
- ●社会教育施設の長寿命化に向けた計画的な施設整備の推進
- ●幸市民館・図書館の計画的な整備に向けた基本計画の策定作業や設計等の実施(新規)

(イ) 社会教育関係団体等への支援・連携事業

159,303 千円(142,241 千円)

生涯学習団体や主体的に活動する社会教育団体に対し、活動や市民との協働によるまちづくりに資する事業などについて、補助金の交付や協働での事業実施、求めに応じた助言を行います。

- ●関係団体との協働や他都市との交流事業など、各種生涯学習機会の提供の支援
- ●シニア活動支援事業への支援
- ●市民のニーズに応じた多彩な体験講座等の実施への連携
- ●全市的な生涯学習情報の収集と効率的な提供に向けた情報提供システム構築の支援、連携

(3) 文化財の保護・活用と魅力ある博物館づくりを進める

752,469 千円 (855,981 千円)

ア 文化財の保護・活用の推進

(ア) 文化財保護・活用事業

103,647 千円(216,300 千円) 86,188 千円(71,706 千円)

市民の郷土に対する認識を深め、地域の人々の心のよりどころとして、文化の向上と発展に貢献するため、歴史の営みの中で、自然環境や社会・生活を反映しながら、育まれ、継承されてきた文化財の適切な保存と活用を進めます。

【主な事業内容】

- ●川崎市文化財<mark>保存活用地域</mark>計画に基づく文化財の調査・保存・活用事業の推進
- ●指定文化財の保存修理等の実施
- ●地域文化財顕彰制度の運用
- ●文化財ボランティアの育成・協働調査の実施
- ●埋蔵文化財の発掘調査等の実施

(イ) 橘樹官衙遺跡群保存整備・活用事業

17,459 千円 (144,594 千円)

古代川崎の歴史的文化遺産を後世まで継承するため、市内で初めて国史跡に指定された「橘樹官衙遺跡群」(橘樹郡家跡と影向寺遺跡)の保存整備・活用・調査研究を進めます。

- ●橘樹官衙遺跡群調査整備委員会の開催
- ●橘樹官衙遺跡群とその周辺における史跡めぐり等活用事業の実施
- ●市民との協働による史跡等環境整備・維持管理の実施
- ●橘樹官衙遺跡群の全容解明等に向けた調査・研究の推進

イ 博物館の魅力向上

648,822 千円 (639,681 千円) 507,333 千円 (501,975 千円)

(ア) 日本民家園管理運営事業

国・県・市の指定文化財 25 件を有する日本有数の古民家の野外登録博物館として、その貴重な文化財を適切に保存・活用し、市民の文化・学術・教育の充実を図るため、「日本民家園」を運営します。

【主な事業内容】

- ●文化財建造物・民具などの保存・整理
- ●調査研究及び補修(屋根補修、耐震補強等)の推進
- ●展示及び教育普及事業の充実
- ●ボランティア支援等

(イ) 青少年科学館管理運営事業

141,489 千円 (137,706 千円)

自然・天文・科学の各分野において、市民への科学知識の普及啓発や科学教育の振興のため、市内 唯一の自然科学系の登録博物館として、「青少年科学館」(かわさき宙と緑の科学館)を運営します。

- ●自然・天文・科学の3分野における資料収集・展示・調査研究・教育普及等<mark>の</mark>博物館活動の充実
- ●ボランティア、市民活動団体等の育成・支援と体験学習の推進
- ●生田緑地内の文化施設をはじめとする多様な団体や関係機関と連携した取組の推進

川崎の生涯学習社会を実現するために

「人生100年時代」と言われるようになり、ますます生涯を通じた学びの重要性が高まっております。川崎市では、様々な場面において生涯学習活動を推進しているところですが、「生涯学習」や「社会教育」と言った言葉になじみのないことも、わかりにくさを生んでいます。そのため、「生涯学習」や「社会教育」について身近に感じていただきたいという思いから、私たち令和4・5年度社会教育委員のメッセージをまとめました。

このメッセージは、何か一つの考えを押し付けるものではなく、社会教育委員一人ひとりの考えをまとめたものであり、「市民の学びを支えていきたい」という願いを込めております。

このメッセージが、生涯学習活動に関わるきっかけになれば幸いに思います。

1 予測が難しい現代に求められる学び

- (1) 生涯学習は、自らが自由で主体的に学ぶことです。例えば、普段の生活の中で、 花を育てている方がいて、その方との会話の中で花の育て方や品種など、自分の 知らなかったことを学んでいます。私たちはそういったことも生涯学習であると 考えています。身の回りのいろいろな場面を見渡してみると、いろいろなことに 気づきや学びがあります。生涯学習は市民にとってとても身近なものです。
- (2) 社会教育は、学びの環境を整えることであると考えています。例えば、地名の由来を知りたいと思った時に図書館では、調べるための役立つ資料をわかりやすく紹介した「パスファインダー」を利用することによって、地名の由来の他に関連する書籍を知ることができます。また、新しく音楽活動に参加したり、ボランティア活動を始めてみたいといった時に、市民館ではサークル活動の紹介を行っていたり、ボランティアの養成講座を行っていたりします。このように、川崎市では市民が学びたいと思った時に学べる環境を整えており、それらを社会教育活動であると、考えています。
- (3) 今の社会は、急速な技術革新や気候変動、国際情勢の変動など、変化が激しく複雑さを増しており、将来の予測が困難な時代です。デジタル化が進行し、人工知能が発展を遂げる中で、何が本物で何が偽物か見分けがつきにくくなっています。そんな時代だからこそ、多様な人と交流し、子どもから大人まで世代を問わず学び、自分の頭で考え、行動することが必要であると私たちは考えています。

2 かわさきでの取組

- (1)川崎市には、市民館や図書館をはじめ、青少年科学館や日本民家園など魅力的な社会教育施設がたくさんあります。これらの施設で行っていることは、「社会教育事業ガイド」にまとまっています。ぜひご覧になって、施設に訪れてみてはいかがでしょうか。
- (2) 川崎市には、青少年の健全な育成を図ったり川崎の文化の発展を行ったり、 様々な地域の団体が市民の学びを支えるために活動しています。生涯学習社会 を実現するために、行政だけでなく、地域の様々な団体等と一緒に取り組んで いくことが大切であると私たちは考えています。
- (3) 普段の気づきや学びを、深めるために、図書館で調べ物をしたり、市民館で行われる講座を受講し、いろいろな方とのつながりを持つことができたり社会の中には様々な学びの環境が整備されています。身の回りにあふれる学びを一緒に深めてみませんか

3 すでに学びは始まっている

- (1) 生涯学習はとても幅広い考え方です。何か新しいことに気づいたり、できることが増えていたり、学んでいたりしたらすでに皆さんの生涯学習活動は始まっているかもしれません。道端で見かけた花の名前を新しく知ったり、映画を見て新しい発見をしたり、私たちの回りを見渡すと、いろいろなところに気づきや学びがあります。あなたは最近どんなことに気づき、学びましたか?
- (2) もしあなたが「何かを始めたいけど、何をしたらよいかわからない・・・」と思っていたら、川崎の社会教育に関わるとてもよいタイミングです。市民館や図書館、青少年科学館や日本民家園など、あなたの学びを支える環境があります。
- (3) 市民館では子育て、ボランティア、サークル活動など様々な活動を行っています。あなたの気になる入り口はどれですか?
- (4) あなたが学んだことは、他の人や地域にとって、とても価値があるものです。学んだことを日々の生活の中で活かし、地域の中で役立てることができるかもしれません。市民館はそんなあなたの学びを第一線で支えます。

生涯学習推進活動方針や私たち社会教育委員のメッセージをよりわかりやすく伝えるためにパンフレットを作成しました。そちらも併せてご覧ください。

(案)

令和4・5年度 川崎市社会教育委員会議の活動

川崎市社会教育委員会議 令和6年4月

目次

令和4年度の主な協議テーマ	4
定例会関係	4
<第1回>	4
<第2回>	5
<第3回>	6
<第4回>	7
<第5回>	8
<第6回>	9
<第7回>	10
<第8回>	11
<第9回>	12
専門部会関係	13
関係会議	15
全国社会教育委員連絡協議会	15
関東甲信越静社会教育委員連絡協議会	15
指定都市社会教育主管課長会議·社会教育委員連絡協議会	16
神奈川県社会教育委員連絡協議会	16
大ホール優先利用調整会議	17
平和教育映像教材等連絡調整会議	17
その他の活動	17
社会教育施設見学	17
令和5年度の主な協議テーマ	18

定	例会関係		18
	<第1回	>	18
	<第2回	>	19
	<第3回	>	20
	<第4回	>	21
	<第5回	>	22
	<第6回	>	23
	<第7回	>	24
	<第8回	>	25
	<第9回	>	26
専	門部会関	係	27
関	係会議		29
	全国社会	教育委員連絡協議会	29
	関東甲信	越静社会教育委員連絡協議会	30
	指定都市	社会教育主管課長会議・社会教育委員連絡協議会	30
	神奈川県	社会教育委員連絡協議会	31
	大ホール	優先利用調整会議	32
	平和教育	映像教材等連絡調整会議	32
そ	の他の活	動	32
	文化財等	関連施設見学	32
ま	とめ		33
令	和4年度	社会教育委員	36
	和c在曲·	· :社会教育委員	37

令和4年度の主な協議テーマ

- 1 「市民館・図書館の管理・運営の考え方(案)」及び「(仮称) 川崎市民館・労働会 館 管理運営計画(案)」について
- 2 令和5年度生涯学習推進活動方針について

定例会関係

<第1回>

日 時 令和4年6月6日(月) 午後6時30分~午後8時30分

会 場 中原市民館 多目的ホール

出席者 委員17名 傍聴0名

議 題 (1) 報告事項

- ① 社会教育委員会議の職務及び今期会議の進め方等について
- (2) 協議事項
 - ① 各種委員の選出
 - ② 「市民館・図書館の管理・運営の考え方(案)」及び「(仮称)川崎市民館・労働会館 管理運営計画(案)」について

- 社会教育委員会議の役割、今期社会教育委員会議の進め方について確認を行った。
- 全国社会教育委員連合、関東甲信越静社会教育委員連絡協議会、指定都市社会教育委員連絡協議会は、事務局対応、神奈川県社会教育委員連絡協議会は中村議長・奥平副議長を理事として選出、大ホール優先利用調整会議は、下田委員を選出することが決まった。
- 「市民館・図書館の管理・運営の考え方(案)」及び「(仮称)川崎市民館・労働会館管理運営計画(案)」について、事務局から説明があり、指定管理者制度の検討状況や、導入の効果について、市と指定管理者の役割や市民意見の反映等について、各委員から意見があった。

<第2回>

日 時 令和4年7月27日(水) 午後6時30分~午後8時30分

会 場 生涯学習プラザ 401大会議室

出席者 委員18名 傍聴6名

内容(1)報告事項

- ① 専門部会報告について
- (2) 協議事項
 - ① 「市民館・図書館の管理・運営の考え方(案)」及び「(仮称)川崎市民館・労働会館 管理運営計画(案)」に対する意見聴取について

- 専門部会報告について、本会議と専門部会の情報の共有の方法や、今後指定管理者制度 導入を見据えどのような仕組みで連携していくかという課題が共有された。また、専門 部会で「市民館・図書館の管理・運営の考え方(案)」についてどのような意見が交わさ れているか確認したいといった意見が挙がった。
- 「市民館・図書館の管理・運営の考え方(案)」について、議長・副議長から「これまで 以上に教育委員会との連携を深めていくことで、私たちの意見が現実的に反映できるか たちに持っていくことが必要」と説明され、提言書(案)が示された。提言書(案)の 内容を膨らませ、形を整えていくために、各委員から提言に必要な視点について議論が 交わされた。

<第3回>

日 時 令和4年8月8日(月) 午後6時30分~午後9時

会 場 生涯学習プラザ401大会議室

出席者 委員18名 傍聴15名

内容(1)報告事項

- ① 専門部会報告について
- (2) 協議事項
- ① 「市民館・図書館の管理・運営の考え方(案)」及び「(仮称) 川崎市民館・労働会館 管理運営計画(案)」に関する教育委員会への提言について

- 第2回定例会の摘録確認を受けて、経過確認等が委員よりなされた。
- 専門部会報告について、「市民館・図書館の管理・運営の考え方(案)」等に対する専門 部会での主な意見について、所管課より説明がなされた。専門部会や関係団体からの意 見に対しての所管課の見解について、議論が交わされた。
- 「市民館・図書館の管理・運営の考え方(案)」等に関する教育委員会への提言について、 第2回定例会及び意見書で各委員から意見を募った上で、再度提言書(案)を示したが、 取扱いについては、下記の理由から決めることができなかった。
 - ・ 指定管理者制度導入について、不安を抱えている市民もいる中で、提言書の内容は 踏み込みすぎている。慎重な審議をするように教育委員会に伝えていくことが先決 である。
 - ・ 指定管理者制度のメリット・デメリットをしっかり分かった上で意見を作っていき たい。
 - ・ パブリックコメントの前に社会教育委員会議として意見を出すことについて疑義が ある。
 - ・ 社会教育委員会議としての慎重な議論がなされていない。定例会3回でまとめていくのは拙速である。
 - 一方で次のような意見もあった。
 - ・ 今自分たちが与えられた題材の中で提言を出していく必要がある。意見しないことで で 賛成として受け止められるよりは、 社会教育委員会議として 議論をしていること を伝えていくことは 大切
 - ・ 指定管理者制度導入を撤回することができるのであれば、そのことに時間を割くべきであるが、そうでないなら今できる提言を行っていくべき。
 - ・ 令和元年度から社会教育委員会議の議題として、議論されているが、当時からの委員が「意見を言えていない、議論できていない」と主張するのであれば、今回の提言は早急に出すべきである。

<第4回>

日 時 令和4年10月7日(金) 午後6時30分~午後8時33分

会 場 生涯学習プラザ 401大会議室

出席者 委員15名 傍聴7名

内容(1)報告事項

- ① 専門部会報告
- ② 「市民館・図書館の管理・運営の考え方(案) 」及び「(仮称)川崎市 民館・労働会館 管理運営計画(案)」のパブリックコメントの結果報告
- ③ 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況に係る点検及び評価 に関する報告書(令和3年度版)

- 専門部会について、所管課から説明がなされた。
- 「市民館・図書館の管理・運営の考え方(案)」等のパブリックコメントの結果が所管課より報告された。パブリックコメントを受けて、委員から以下のような質問・意見がなされた。
 - ・ 指定管理者制度導入後に、市でも責任を持って対応できるよう知識や経験を継続するような体制を作ってほしい。
 - ・ 図書館への意見が多く、市民館への意見が少ないのはなぜか。
 - ・ 市民の不安はどこにあり、解消するためにどのように対応していくのか。
 - ・ 市民館・図書館は減らさないでほしい。
- 「教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況に係る点検及び評価に関する報告書(令和3年度版)」について、所管課から説明があり、委員からは以下のような質問・意見がなされた。
 - ・ 文化財課と生涯学習推進課で連携をするなど部署をまたいだ連携を進めてほしい。
 - ・ ジェンダー平等の視点で、家庭教育学級のリーフレット等の色づかいや文言も含めて見直しをしてほしい。
 - ・ 寺子屋養成講座については、開設時間帯等を検討してもらいたい。
 - ・ 日本民家園などの社会教育施設と観光を結び付けてもらいたい。
 - ・ 現在の宮前市民館に愛着を感じている人の気持ちも大事にしていくことも必要。
 - ・ 日本民家園に食事ができる施設を増やしていくことが、外国の方や若い方にアピー ルすることにつながるのではないか。
 - ・ 岡本太郎美術館と日本民家園の連携など、施設同士の連携も必要。
 - ・ 市民協働を行う中で、ソーシャルビジネスセクターとつながることが大切。
 - ・ 自己肯定感の低さはとても大きな問題であり、何が社会教育でできるかという事を 考えていきたい。

<第5回>

日 時 令和4年11月16日(水) 午後6時30分~午後8時35分

会 場 生涯学習プラザ 401大会議室

出席者 委員16名 傍聴5名

内容(1)報告事項

- ① 専門部会報告
- ② 平和教育映像教材等連絡調整会議への委員推薦及び神奈川県社会教育委員連絡協議会地区研究会(愛川町会場)への委員派遣について
- (2) 協議事項
 - ① 生涯学習推進活動方針(案)について

- 専門部会報告について、事務局から説明があり、主に次のような質問・意見があった。
 - ・ 小学生や中学生が、市民館の行っている事業を知らない可能性があるので、学校と の連携ができるとよい。
 - ・ 高校生も自習できる場所を求めているので、高津市民館の「MANABU」のような事業を紹介してもらえるとよい。
 - ・ 高津市民館の工事はどのような内容か。コロナ禍でワクチン接種会場になった後も、 地域のサークル活動をどのように盛り上げていくか。
- 平和教育映像教材等連絡調整会議への委員推薦については、会議の場で決定することができなかったが、会議後に町田委員から参加可能の意向を受け、町田委員を推薦することとした。また、神奈川県社会教育委員連絡協議会地区研究会(愛川町会場)への委員派遣については、秋元委員に決定した。
- 生涯学習推進活動方針(案)について、事務局から説明があり市民向けのメッセージ を作成することについて、合意した。また、下記の通り質問や意見があった。
 - ・ 社会教育委員からメッセージを出せる機会があることはすごく肯定的に捉えている。
 - 多くの市民の方の目に触れていただけるようなものに展開していく必要がある。
 - ・ 対象としては教職員や専門部会に関わる大人を対象に、生涯学習というものをわかっていただくために作成する。
 - ・ デジタル化が進展している中での学びについて触れていく必要がある。
 - 多世代との連携、世代を超えたつながりということがキーワードになる。
 - ・ 新型コロナに伴う新しい生活様式をどれくらい意識していくか。
 - ・ 川崎らしさについては、皆さんで意見を出していけたら良い。
 - ・ 川崎は様々な地域から人が来ていることもあり、多様性はすごくある。
 - ・職業体験や自然体験など、リアルな体験活動について取り入れてもらいたい。

<第6回>

日 時 令和4年12月14日(水) 午後6時30分~午後8時30分

会 場 生涯学習プラザ 401大会議室

出席者 委員14名 傍聴2名

内容(1)報告事項

- ① 専門部会報告
- ② 平和教育映像教材等連絡調整会議報告及び神奈川県社会教育委員連絡協議 会地区研究会(愛川町会場)報告
- (2) 協議事項
- ① 生涯学習推進活動方針(案)について

- 専門部会の実施内容について、事務局から資料に基づき報告があり、次のような質問・ 意見があった。
 - ・ 指定管理者の取組が横展開されたり、具体的に知ることができる機会はあるのか。
 - ・ 有馬野川生涯学習支援施設の指定管理業務が高く評価されたことの要因は。
 - ・ 指定管理者制度が市民館に導入されていく中で、どのように評価されるかという事 は、市民の一番の関心ごとである。
- 平和教育映像教材等連絡調整会議について、町田委員から報告があり、神奈川県社会教育委員連絡協議会地区研究会(愛川町会場)について、出席した秋元委員から報告があった。
- 生涯学習推進活動方針(案)について、所管課から説明があり、主に次のような質問・ 意見があった。
 - ・ 「めざす社会像」の「民主主義にのっとり」の部分について、表現を検討する必要がある。
 - ・ 市民向けメッセージの「生涯学習」と「社会教育」については、きちんと整理してお いた方がよい。
 - ・ 我々が普段気づかずにやっていること自体がすでに学びであるという事が社会教育 委員の目線で載せられたら良い。
 - ・ 学ぶ場所は皆さんの回りにあり、学び続けることができるという事がわかるといい と思う。
 - ・ 生涯学習という事、川崎の魅力という事を考えて、メッセージを作れたらよい。
 - ・ このメッセージが生涯学習活動に関わるきっかけになるように、社会教育活動に参加していない市民の方にも響くようなメッセージが送れたらよいと思う。
 - ・ 学ぶことが大前提にあるというよりは、普段の生活の中での気づきや、自分が実は 関わっていることがあるというきっかけを作っていけないかと思う。

<第7回>

日 時 令和5年3月1日(水) 午後6時30分~午後8時30分

会 場 中原市民館 多目的ホール

出席者 委員16名 傍聴1名

内容(1)報告事項

- ① 専門部会報告
- ② 神奈川県社会教育委員連絡協議会地区研究会(箱根町会場)報告及び社 会教育施設への視察報告
- (2) 協議事項
 - ① 生涯学習推進活動方針(案)について
 - ② 令和5年度市民自主企画事業・市民自主学級の実施について

- 専門部会の実施内容について、事務局から資料に基づき報告があり、次のような質問・ 意見があった。
 - ・ 専門部会で作成している研究報告書について、広く閲覧できるような状態になって いると良いと思う。
- 令和5年2月16日に行われた神奈川県社会教育委員連絡協議会地区研究会(箱根町会場)について、出席した秋元委員から報告があった。
- 生涯学習推進活動方針(案)について、所管課から説明があり、主に次のような質問・ 意見があった。
 - ・ 「令和5年度の主な事業内容」の「(2)地域における教育活動の推進」について、 「地域教育会議」ということが言及されていないので検討をしてほしい。
 - ・ 人との交流というような、他者との交流というようなところで生涯学習社会という のも考えていく必要がある。
 - ・ 結果として一人一人が学んでつながりが広がっていくのが生涯学習社会であって、 市民へのメッセージとして、社会のために学ぼうというのは少し違うのかなという ふうに感じた。
 - ・ バーチャルの世界でも人とのつながりがありそういった場面でも教育ができるのか なと思うので、パンフレットの中でそんな絵があったら面白い。
- 令和5年度市民自主企画事業・市民自主学級の実施について、各市民館長から提案内容 の説明があり、すべての事業について承認された。なお、主に次のような意見があった。
 - ・ 新規事業と継続事業の内訳や事業のジャンル等、統計的なものが一覧で確認できるとよい。
 - ・ 団体が育っていくということもすごく大事なので、団体の名称だけでなく、団体の 概要等を一覧で示してもらえると、社会教育委員としても判断しやすい。

<第8回>

日 時 令和5年3月28日(火) 午後6時30分~午後8時30分

会 場 中原市民館 多目的ホール

出席者 委員18名 傍聴4名

内 容 (1)報告事項

- ① 専門部会報告
- ② 令和5年度指定都市社会教育委員連絡協議会の協議題について

(2)協議事項

- ① 令和5年度社会教育関係団体への補助金交付について
- ② 令和5年度生涯学習推進活動方針(案)について
- ③ 令和4年度社会教育委員会議の活動報告(案)について

- 専門部会の実施内容について、事務局から資料に基づき報告があり、次のような意見が あった。
 - ・ 専門部会報告については、書式を整えるなどして情報共有しやすいかたちに改善してきている。社会教育委員会議としても様々な提案をしていければと思う。
- 令和5年度指定都市社会教育委員連絡協議会の開催と、各都市から提案された協議題について、事務局から報告があり、協議題の回答については事務局及び議長・副議長を中心に作成していくことを確認した。
- 令和5年度社会教育関係団体への補助金交付について、事務局から資料に基づき説明があった。また、各団体の所管課からの説明の後、各団体所属の委員から、団体の活動について説明があり、すべての補助金交付について承認された。なお、次のような質問・意見があった。
 - ・ 補助金を交付する対象の社会教育関係団体はどのように決まるのか。
 - ・ 団体の活動内容について、直接社会教育委員から聞くことができたのはよかった。
 - ・ 今後、新たな補助金交付対象団体が増えた場合には、社会教育委員会議における団体 間の公平な取扱いが大事になる。
- 令和5年度生涯学習推進活動方針(案)及びパンフレット(案)について、所管課から説明があり、主に次のような意見があった。
 - ・ パンフレットは、今後も適宜より良いものに更新していってほしい。
 - ・ 大いに活用していただき、パンフレットを作成した意図についても、見る人に伝え てほしい。
- 令和4年度社会教育委員会議の活動報告(案)について、所管課から説明があった。また、1年間の活動を振り返って、各委員からの意見があった。

<第9回>

日 時 令和5年4月19日(月) 午後6時30分~午後8時10分

会 場 生涯学習プラザ 401大会議室

出席者 委員17名 傍聴1名

議 題 (1) 報告事項

- ① 専門部会報告
- ② 令和5年度の社会教育委員会議スケジュールについて
- (2) 協議事項
 - ① 令和4年度社会教育委員会議の活動報告について

- 専門部会報告について、事務局から説明があり、主に次のような意見があった。
 - ・ 令和5年度は、コロナ禍の影響により社会教育施設の利用から離れてしまった市 民や団体の方々へアプローチしていく大事な1年であるので、そこに対する取組 についても大事にしてほしい。
- 令和5年度の社会教育委員会議スケジュールについて確認を行った。令和4年度に審議した、市民館・図書館への指定管理者制度の導入に関する内容は、令和5年度も適宜報告をしてほしいといった意見が挙がった。
- 令和4年度社会教育委員会議の活動報告について、事務局から説明があり、内容の確認と確定をした。また、パンフレットについても確定し、今後の活用について所管課から説明があった。活動報告とパンフレットは、4月25日(火)の教育委員会臨時会で、議長と副議長から報告することになった。

専門部会関係

専門部会名	開催日程	主な審議内容
教育文化会館専門部会	令和4年6月17日、9月	・社会教育振興事業について
	27日、12月16日、令	・調査研究について
	和5年2月19日	
幸市民館専門部会	令和4年6月26日、9月	・社会教育振興事業について
	12日、12月21日、令	・「市民館・図書館の管理・運
	和5年2月8日	営の考え方 (案)」について
		・調査研究について
		・市民自主学級、市民自主企画
		事業について
中原市民館専門部会	令和4年8月3日、10月	・社会教育振興事業について
	18日、12月12日、令	・調査研究について
	和5年2月5日	・市民自主学級、市民自主企画
		事業について
高津市民館専門部会	令和4年6月23日、10	・社会教育振興事業について
	月14日、12月9日、令	・工事の進捗について
	和5年2月25日	・調査研究について
		・使用料・手数料の見直しにつ
		いて
		・市民自主学級、市民自主企画
		事業について
宮前市民館専門部会	令和4年6月28日、9月	・社会教育振興事業について
	21日、12月13日、令	・「市民館・図書館の管理・運
	和5年2月19日	営の考え方(案)」について
		・調査研究について
		・市民自主学級、市民自主企画
		事業について
有馬・野川生涯学習支援	令和4年7月26日、11	・令和4年度事業・予算につい
施設専門部会	月8日、令和5年3月14	て
	日	・「市民館・図書館の管理・運
		営の考え方(案)」について
多摩市民館専門部会	令和4年6月17日、9月	・社会教育振興事業について
	12日、12月16日、令	・施設の維持管理について
	和5年2月26日	・調査研究について

麻生市民館専門部会	令和4年8月18日、令和	・主な事業について
	5年1月24日、2月12	・「市民館・図書館の管理・運
	日	営の考え方(案)」について
		・調査研究について
図書館専門部会	令和4年7月1日、9月2	・図書館の現状について
	1日、12月5日、令和5	・「今後の図書館のあり方」に
	年2月28日	ついて
		・「市民館・図書館の管理・運
		営の考え方(案)」について
		・調査研究について
青少年科学館専門部会	令和4年6月17日、12	・令和4年度事業計画について
	月7日、12月10日~1	・第2期運営基本計画について
	7日の間に施設見学、令和	・青少年科学館視察等
	5年3月17日	
日本民家園専門部会	令和4年5月21日、7月	・事業評価について
	31日、12月10日、令	・事業計画について
	和5年3月26日	・園内見学
青少年教育施設専門部会	令和4年11月30日、令	・視察見学
	和5年2月3日	・令和4年度事業計画について
		・青少年の家施設見学
		・令和5年度事業計画について

関係会議

全国社会教育委員連絡協議会

会議名	日程	会場	内容
第1回総会	令和4年5月20日(金)	日本弘道会ビル	令和3年度事業報告・決算 報告、第64回全国社会教 育研究大会(広島大会)につ いて 他
第64回全		広島YMCA国際文	
国社会教育	令和4年10月26日(水)	化センター(1日	 全体会、分科会 他
研究大会広	~28日(金)	目)、広島国際会議	王件A、为何五 他
島大会		場(2~3日目)	
第2回総会	令和4年10月27日(木)	広島国際会議場	第65回全国社会教育研究 大会(宮崎大会)、第66回 全国社会教育研究大会(茨 城大会)について 他
第3回総会	令和5年3月3日(金)	日本弘道会ビル	令和5年度事業計画・予算 (案)、第65回全国社会教 育研究大会(宮崎大会)につ いて 他

関東甲信越静社会教育委員連絡協議会

会議名	日程	会場	内容
第1回	令和4年5月26日	日本弘道会ビル	第53回山梨大会、第54
理事会	(木)		回栃木大会について 他
第53回関東	令和4年11月10日	甲府市総合市民会館	全体会、分科会 他
甲信越静社会	(木) ~11日(金)	(山の都アリーナ)	
教育研究大会		ほか	
山梨大会			
第2回	令和5年3月10日	日本弘道会ビル	第53回山梨大会の報告、
理事会	(金)		第54回栃木大会について
			他

指定都市社会教育主管課長会議・社会教育委員連絡協議会

会議名	日程	会場	内容
指定都市社会教育主	令和4年7月7日	エルガーラホール	各都市提案議題につ
管課長会議	(木)		いて ほか
指定都市社会教育委	令和4年7月8日	エルガーラホール	提案協議題について
員連絡協議会	(金)		視察(福岡市別府公
			民館、福岡市美術
			館)

神奈川県社会教育委員連絡協議会

会議名	日程	会場	内容
第1回理事会	令和 4 年 5 月 9 日 (月)	県総合教育センター	令和3年度実施事業 報告・会計報告、令 和4年度事業計画 (案)・予算(案)に ついて ほか
第1回総会	令和4年6月24日 (金)	県総合教育センター	令和3年度実施事業報告・収支決算書報告、令和4年度事業計画(案)・収支予算書(案) ほか
研修会	令和4年8月29日 (月) Zoom 開催		講演「地域の教育力 を引き出すために」
第2回理事会	令和4年10月31 日(月)	0月31 かながわ県民センタ	令和4年度実施事業、令和4年度地区研究会について 他
地区研究会(愛川町)	令和4年11月21 日(月)	愛川町文化会館ホール	愛川町を愛する〜ふ るさと愛川の豊かさ と愛着を感じる社会 教育の振興をめざし て〜
第3回理事会	令和5年2月6日 (月)	かながわ県民センタ	令和4年度事業報告·中間決算報告、 令和5年度事業計画 (案)·予算(案)、令 和4年度社会教育委

			員に関する調査の集
			計について
			子どもとともに 大
	令和5年2月16日 (木)	仙石原文化センター	人とともに 地域と
地区研究会(箱根町)			ともに 育てる学び
			の場~幅広い世代交
			流を通じて~

大ホール優先利用調整会議

委 員 下田委員

回 数	日程	場所
第1回	令和4年4月28日(木)	高津市民館
第2回	令和4年7月27日(水)	高津市民館
第3回	令和4年10月26日(水)	中原市民館
第4回	令和5年1月25日(水)	中原市民館

平和教育映像教材等連絡調整会議

委 員 町田委員

日程令和4年11月25日(金)

会 場 総合教育センター

内容平和教育映像教材等の視聴、感想・意見聴取

その他の活動

社会教育施設見学

日 時 令和5年2月8日(水) 13:00~15:00

内容中原図書館及び中原市民館の施設見学

参加委員 金丸委員、丹野委員、石川委員、秋元委員

令和5年度の主な協議テーマ

1 文化財保存活用地域計画に伴う文化財の活用について

定例会関係

<第1回>

日 時 令和5年6月21日(水) 午後6時30分~午後8時30分

会 場 高津市民館 大会議室

出席者 委員14名 傍聴5名

内容(1)報告事項

- ① 専門部会報告
- ② 社会教育委員の職務及び会議の進め方等について
- ③ 各種委員の選出について
- (2) 協議事項
 - ① 文化財保存活用地域計画に伴う文化財の活用について

- 専門部会について、事務局から説明がなされた。
- 社会教育委員会議の役割、今期社会教育委員会議の進め方について確認を行った。市民 館・図書館への指定管理者制度の導入に向けた検討状況について、適宜報告し、社会教 育委員会議からも意見をいただくことについて、事務局から説明がなされた。
- 全国社会教育委員連合、関東甲信越静社会教育委員連絡協議会、指定都市社会教育委員 連絡協議会は、事務局対応、神奈川県社会教育委員連絡協議会は中村議長・奥平副議長 を理事として選出、大ホール優先利用調整会議は、下田委員を選出することが決まった。
- 文化財保存活用地域計画に伴う文化財の活用について、協議の進め方、現状の取組、文 化財保存活用地域計画策定までのプロセス等について、所管課から説明があり、委員か らは以下のような質問・意見がなされた。
 - ・ 計画の中で取り扱う「文化財」を柔軟に捉え、何が文化財かということなども含めて議論していくと面白い観点が出てくるのではないか。
 - ・ すでに活動されている団体等に意見を伺うなどしながら、ニーズや課題、必要な支援などを整理・把握し、計画に反映させていくような流れもあっても良いのではないか。
 - ・ 文化財の活用はもちろん大切であるが、未来に継承し、先の世代での活用も見据えて考えていくことが必要ではないか。
 - ・ デジタルアーカイブを活用した取組を参考にしてはどうか。
- その他において、令和5年度全国社会教育委員連合表彰候補者の推薦について、事務局から説明がなされ、川崎市社会教育委員として10年目を迎え、副議長も2期務めている奥平委員を推薦することが決まった。

<第2回>

日 時 令和5年7月24日(月) 午後6時30分~午後8時35分

会 場 高津市民館 大会議室

出席者 委員14名 傍聴4名

内容(1)報告事項

- ① 専門部会報告
- ② 指定都市社会教育委員連絡協議会の報告について
- (2) 協議事項
- ① 文化財保存活用地域計画に伴う文化財の活用について

- 専門部会について、事務局から説明がなされた。
- 指定都市社会教育委員連絡協議会の報告について、事務局から報告がなされた。
- 文化財保存活用地域計画に伴う文化財の活用について、各委員から提出された意見について確認を行った。また、デジタルアーカイブを活用した取組事例について、委員から紹介があった。文化財保存活用地域計画(案)の趣旨と概要、社会教育委員からいただきたい意見の視点等について、所管課から説明があり、委員からは以下のような質問・意見がなされた。
 - ・ 橘樹官衙遺跡群について、デジタルとリアルを組み合わせ、より歴史の理解により 深みがでるよう工夫してはどうか。
 - ・ 文化財や地域のことをよく知っている団体を、計画内で連携する市民活動団体に明 確に位置付けではどうか。
 - ・ 町内会には、古くから住まれている地元の方も多いので、町会を通して、市民へ広 げる方策をとってはどうか。
 - ・ 地名も地域の文化財を位置づけるストーリーの中へ位置付けてほしい。
 - ・ 文化財の活用の一環として、デジタルアーカイブなどはどのように考えているのか。
 - ・ 地域総がかりで文化財の将来を考える仕組みが必要だということが前提になるので あれば「担い手の育成」が社会教育としてはすごく大事だと思う。
- その他として、市民館条例・図書館設置条例の改正、新しい宮前市民館・図書館、教育 文化会館・労働会館の再編整備について、所管課から説明がなされた。

<第3回>

日 時 令和5年8月25日(金) 午後6時30分~午後8時30分

会 場 高津市民館 大会議室

出席者 委員15名 傍聴8名

- 内容(1)報告事項
 - ① 専門部会報告
 - ② 平和教育映像教材等連絡調整会議への委員推薦について
 - ③ (仮称)川崎市民館・労働会館の再編整備について
 - ④ 市民館・図書館への指定管理者制度の導入に向けた検討状況について
 - (2) 協議事項
 - ① 文化財保存活用地域計画に伴う文化財の活用について

- 専門部会について、事務局から説明がなされた。
- 平和教育映像教材等連絡調整会議への委員推薦について、井口委員を推薦することとした。
- (仮称)川崎市民館・労働会館の再編整備について、所管課から説明がなされた。
- 市民館・図書館への指定管理者制度の導入に向けた検討状況について、所管課から説明があり、委員から以下のような質問・意見がなされた。
 - ・ 児童少年サービス委員会に子どもの本の専門家・研究家や普及活動の方を入れてほ しい。
 - ・ 指定管理者制度を導入することによって、民間事業者のノウハウをより積極的に活かして、今より良くなる、これまで行政直営ではできなかったことができるようになる、といった前向きな表現を取り入れ、メリットを書いていくことが大事。
 - ・ 現在検討されているモニタリングの関係性は、行政と指定管理者との間で行われる ものになっているが、評価の結果をただ市民に公表するだけでなく、社会教育委員 会議や専門部会において報告していただくことも大事。
 - ・ 文教委員会で報告した際の具体的な反応 (どのような質問が出たか、どのような回答を行ったのか)を知りたい。
 - ・ 料金の支払い方法が変更になるのか。
 - ・ どういったときに指定管理者の指定の取消しができるのか、ということを入れてお く必要がある。
- 文化財保存活用地域計画に伴う文化財の活用について、所管課から説明があり、委員からは以下のような意見がなされた。
 - ・ 連合町会でも文化財について説明したが、多摩区宿河原では、二ヶ領用水を愛する 会や桜を守る会が活動をしており、地域文化財についても推薦できそうなものがあ るようだ。

<第4回>

日 時 令和5年9月27日(木) 午後6時30分~午後8時

会 場 高津市民館 大会議室

出席者 委員14名 傍聴6名

内容(1)報告事項

- ① 専門部会報告
- ② 第3回定例会報告事項への質問・意見について
 - ・ (仮称)川崎市民館・労働会館の再編整備について
 - ・ 市民館・図書館への指定管理者制度の導入に向けた検討状況について
- ③ 文化財等関連施設の見学について
- (2) 協議事項
 - ① 文化財保存活用地域計画に伴う文化財の活用について

- 専門部会報告について、事務局から説明があり、主に次のような意見があった。
 - ・ 幸市民館専門部会で市民の声を聞いたワークショップを行い、その結果を反映させているのは良いことだと思う。これからも市民の声を施策に生かしていくことを継続していただきたい。
 - ・ 麻生市民館専門部会の自主勉強会の活動が社会教育委員会議でも共有されたとい うのは良いことだと思う。
- 第3回定例会報告事項への質問・意見について、所管課から説明があり、委員から主 に市民館・図書館への指定管理者制度の導入に向けた検討状況について、以下のよう な質問・意見がなされた。
 - ・ 今後公表される選定基準の中にコストに関することが入ってくるとは思うが、専門 性を担保するためには人件費に反映させる必要があるのではないか。
 - ・ 人件費が見合っていなければ、非正規雇用を増やすことにならないかと危惧している。
 - ・ 民間であれば、市がやるよりも「これだけ良くなる、人材が潤沢であるから活用する」という実数みたいなものが無く、これから探すといった話がずっと続いている。 数的な根拠があるのか、それが見えてこないので分からない。
 - ・ 専門性を担保できるような仕様書の書き方にしてほしい。
 - ・ 指定管理者制度導入に関することなどの説明会をしてほしい。
- 文化財等関連施設の見学について、事務局から報告がなされた。
- 文化財保存活用地域計画に伴う文化財の活用について、これまで委員からいただいた意見を計画(案)にどう反映しているか、どの点で参考にしているか、さらに計画策定までの今後のスケジュールについて、所管課から説明がなされた。また、今後も適宜社会教育委員会議の場で報告することについて、所管課から説明がなされた。

<第5回>

日 時 令和5年10月31日(火) 午後6時30分~午後8時30分

会 場 高津市民館 大会議室

出席者 委員13名 傍聴8名

- 内容(1)報告事項
 - ① 専門部会報告
 - ② 川崎市市民館条例の一部を改正する条例の制定について 川崎市立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定について 川崎市市民館に係る指定管理者の指定の手続等に関する規則の制定について

川崎市立図書館に係る指定管理者の指定の手続等に関する規則の制定に ついて

③ 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況に係る点検及び評価 に関する報告書(令和4年度版)

- 専門部会報告について、事務局から説明があり、主に次のような意見があった。
 - ・ 専門部会審議報告書の主な意見のところで、今後検討していかなければならない ことなどは、例えば「これは実施済み」と書いてあると分かりやすいと思う。
- 条例・規則の制定について、所管課から説明があり、委員から以下のような質問・意 見がなされた。
 - ・ 指定管理者制度の導入について、経費縮減が主たる目的と捉えられないよう、仕 様書等の検討をしてほしいし、予算をしっかりと確保してほしい。
 - ・ 事業評価の実施方法について、評価軸というのは、最終的には公開されるのか。
 - ・ 5年後10年後、どういう団体が指定管理者としてどういう運営をしていくのか を描きながら仕様書を作れるとよい。
 - ・ 指定管理者が5年ごとに交代していく点で、年限があることによる専門職の人た ちのキャリアアップというところが難しくなってしまうのではないかと思う。
 - 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況に係る点検及び評価に関する報告書(令和4年度版)について、所管課から説明があり、委員からは以下のような質問・ 意見がなされた。また、学校での子どもたちの様子についても共有された。
 - ・ 教育の観点でICTを活用するという記載があるが、国の動きや検討会の教材を参 考にしたり、フィードバックを受けたりしながらリテラシー教育というところに重 点を置いたICT活用が進んでいくと、成長に合った教育ができるのではないか。
 - ・ 令和2年の実数値が載っているが、この年は特殊な年だったので、令和元年の実数 値があると、コロナ禍からどの程度回復したのかが分かりやすい。
 - ・ 「みんなの校庭プロジェクト」はどこが主体になっているのか聞きたい。学校の負担軽減や地域のボランティアの減少など様々なことが課題になっている中で、地域活動をどうサポートするのか、次世代にどう引き継いでいくのかも課題だと思う。

<第6回>

日 時 令和5年12月26日(火) 午後6時30分~午後8時40分

会 場 高津市民館 大会議室

出席者 委員15名 傍聴10名

内容(1)報告事項

- ① 専門部会報告
- ② 第65回全国社会教育研究大会宮崎大会報告
- ③ 第54回関東甲信越静社会教育研究大会栃木大会報告
- ④ 令和5年度平和教育映像教材等連絡調整会議報告
- ⑤ 「川崎市文化財保存活用地域計画(案)」について
- ⑥ 市民館・図書館への指定管理者制度の導入に向けた検討状況について

- 専門部会報告について、事務局から説明がなされた。また、専門部会の会議録について、 令和4年度分からホームページに公開していることについても説明がなされた。
- 各種大会及び平和教育映像教材等連絡調整会議について、出席した委員や事務局から報告がなされた。
- 「川崎市文化財保存活用地域計画(案)」について、所管課から説明がなされた。
- 市民館・図書館への指定管理者制度の導入に向けた検討状況について、所管課から説明 があり、主に次のような質問・意見があった。
 - ・ 社会教育での学びを通じて学習意欲を形にしていくような市民の位置づけについて も考えてほしい。
 - ・ 学習権の保障、川崎の社会教育が大事にしてきた民主主義、平和・人権、地域社会の 実現といった内容がもっと表せるとよいのではないか。学習権を保障するという観 点をもう少し強く打ち出してほしい。
 - ・ 積極的に資格を取得してもらえるように行政がバックアップしてほしい。
 - ・ 指定管理者制度の運用において、指定管理者任せにしない、リスク分担を機械的・ 形式的に考えないほうがいいと思う。
 - 利用者懇談会は、フィードバックする仕組みがあるといいと思う。
 - ・ モニタリングと評価はとても大事なところなので、単に量的にならずに質的なもの も含めて丁寧にやっていただきたい
 - ・ 自己評価項目は、仕様書などで、市から一定程度指定をしていくものなのか。
 - ・ 生涯学習推進活動方針についても書いた方がよいのではないか。
 - ・ 職員の研修について、指定管理者の職員の方たちが長い目で、スキルを上げていけるような手法を書き込んでいただくことが大事。
 - ・ モニタリング・評価の点に関わって、指定管理者と市、市民、そして社会教育委員と でしっかりと情報や課題を共有しながらやっていくことが大事。事業評価に関して は、評価結果の公表と併せて、社会教育委員会議や専門部会に報告するというよう なかたちもよいのではないか。

<第7回>

日 時 令和6年3月1日(金) 午後6時30分~午後8時40分

会 場 中原市民館 多目的ホール

出席者 委員13名 傍聴11名

内容(1)協議事項

- ① 令和6年度市民自主学級・市民自主企画事業の実施について
- ② 生涯学習推進活動方針(案)について
- (2) 報告事項
 - ① 専門部会報告
 - ② 令和6年度指定都市社会教育主管課長会議及び社会教育委員連絡協議会の協議題について
 - ③ 第6回定例会報告事項への質問・意見について
 - ・ 市民館・図書館への指定管理者制度の導入に向けた検討状況について

- 令和6年度市民自主学級・市民自主企画事業の実施について、各市民館長から提案内容 の説明があり、すべての事業について承認された。なお、主に次のような意見があった。
 - ・ 事業の期間が終わった後も市民活動が継続して、孤立化に対応していくような地域 社会を目指すといった観点があると良いと思う。
 - ・ 過去の実施数と比べて、今回の提案が増加している館はどのような工夫をしたのか。 また、減少している館は今後の改善や取組について聞きたい。
 - ・ 川崎市子どもの権利に関する条例について、ぜひ若者や小さいお子さんのいる親世 代に広げていってほしい。
 - ・ 市民自主事業は原則3年間とのことだが、事業終了後のフォローについて聞きたい。
- 令和6年度の生涯学習推進活動方針(案)について、概要及び次回の定例会で意見を伺 うことについて、所管課から説明がなされた。
- 専門部会について、事務局から説明がなされた。
- 令和6年度指定都市社会教育主管課長会議及び社会教育委員連絡協議会の概要及び川崎市から提案した協議題について、事務局から説明がなされた。
- 第6回定例会報告事項への質問・意見について、所管課から説明があり、委員から以下のような質問・意見がなされた。
 - ・ 利用者懇談会では、市民や利用者の意見が反映できるようなものにしてほしい。
 - 社会教育の公共性をどう守っていくのかという点で不安感があるので、利用者による評価や、住民の声を事業者に届けてほしいといった声があがるのだと思う。

<第8回>

日 時 令和6年3月22日(金) 午後6時30分~午後8時30分

会 場 高津市民館 大会議室

出席者 委員●名 傍聴●名

- 内 容 (1)報告事項
 - ① 専門部会報告
 - ② 令和6年度指定都市社会教育主管課長会議及び社会教育委員連絡協議会の協議題について
 - ③ 川崎市文化財保存活用地域計画について
 - (2)協議事項
 - ① 令和6年度社会教育関係団体への補助金交付について
 - ② 令和6年度生涯学習推進活動方針(案)について
 - ③ 令和4・5年度社会教育委員会議の活動報告(案)について

○ 1·1H -	- 120-2011307	-
主な内容 <mark><未作成></mark>		
0		

		_	_	
/	⋍	a		\ \
$\overline{}$	$^{\prime}$			

日 時 令和6年4月●日(●) ●時●分~●時●分

会 場 ●●● ●●●

出席者 委員●名 傍聴●名

内容 (1)報告事項

- ① 専門部会報告
- (2)協議事項
 - ① 令和4・5年度社会教育委員会議の活動報告(案)について

 主な内容 <mark><未作成></mark>		
土な内谷 <mark>へ木作成/</mark>		

専門部会関係

守门 部云送床	нн /ш in 40	之.4. 安·米·古·克
専門部会名	開催日程	主な審議内容
教育文化会館専門部会	令和5年6月16日、9月	・社会教育振興事業について
	14日、12月19日、令	・調査研究について
	和6年2月18日	・市民自主学級、市民自主企画事
		業について
幸市民館専門部会	令和5年6月29日、9月	・社会教育振興事業について
	25日、12月11日、令	・管理運営実施状況等について
	和6年2月18日	・調査研究について
		・市民自主学級、市民自主企画事
		業について
		・あたらしい幸市民館・図書館を
		考えるワークショップについて
中原市民館専門部会	令和5年6月23日、8月	・社会教育振興事業について
	1日、●月●日、令和6年	・市民館の管理運営について
	2月17日	・調査研究について
		・市民自主学級、市民自主企画事
		業について
		・なかはらコアまつりでの中原市
		民館紹介ブースの出店、コラボイ
		ベントの実施について他
高津市民館専門部会	令和5年6月23日、10	・社会教育振興事業について
	月17日、12月5日、令	・工事執行実績について
	和6年2月24日	・調査研究について
		・市民自主学級、市民自主企画事
		業について
宮前市民館専門部会	令和5年7月14日、9月	・社会教育振興事業について
	20日、12月6日、令和	・市民館の管理運営計画について
	6年2月18日	・調査研究について
		・市民自主学級、市民自主企画事
		業について
有馬・野川生涯学習支援	令和5年8月10日、11	· 令和 4 年度管理運営業務報告及
施設専門部会	月6日、令和6年●月●日	び利用実績・事業・収支報告につ
		いて
•		

		・令和5年度事業計画について
		・令和4年度所管課評価について
		・令和5年度上半期報告について
多摩市民館専門部会	令和5年7月24日、9月	・社会教育振興事業について
	26日、12月12日、令	・施設管理等について
	和6年2月18日	・調査研究について
		・市民自主学級、市民自主企画事
		業について
麻生市民館専門部会	令和5年5月17日、8月	・主な事業・工事の進捗状況につ
	2日、10月11日、令和	いて
	6年2月17日	・調査研究について
		・市民自主学級、市民自主企画事
		業について
		・市民館施設の有効活用について
図書館専門部会	令和5年6月14日、10	・市立図書館のシステム更新につ
	月25日、12月22日、	いて
	令和6年●月●日	・調査研究について
		· 令和 4 年度川崎市立図書館活動
		報告書について
		・かわさき電子図書館及び部分開
		館の実施状況について
		・川崎市立図書館設置条例の一部
		を改正する条例の制定について
		・主な事業の実施について
青少年科学館専門部会	令和5年6月28日、11	・令和5年度予算・事業計画につ
	月10日、●月●日~●日	いて
	の間に施設見学、令和6年	・事業実施中間報告について
	●月●日	・青少年科学館視察等
日本民家園専門部会	令和5年5月28日、7月	・博物館の事業評価について
	22日、12月10日、令	・令和5年度事業評価シートにつ
	和6年●月●日	いて
		・川崎市立日本民家園運営基本方
		針について
		・令和6年度事業計画案について
		・園内視察
青少年教育施設専門部会	令和5年11月24日、令	・川崎市八ヶ岳少年自然の家・川

和6年2月7日	崎市子ども夢パーク施設見学
	・令和5年度事業計画の進捗状況
	について
	・令和6年度事業計画案について

関係会議

全国社会教育委員連絡協議会

委 員 奥平委員

令和5年度全国社会教育委員連合表彰の受賞者として、奥平委員が表彰式典及び第6 5回全国社会教育研究大会宮崎大会全体会・分科会に出席した。

会議名	日程	会場	内容
第1回総会	令和5年5月12日(金)	日本弘道会ビル	令和4年度事業報告・ 決算報告、第65回全 国社会教育研究大会 (宮崎大会)について 他
第65回全国社会教育研究大会宫崎大会	令和5年11月8日(水)~ 10日(金)	宮崎市民文化ホール 他	全体会、分科会 他
第2回総会	令和5年11月9日(木)	宮崎市民文化ホール	第66回全国社会教育 研究大会(茨城大会)、 第67回全国社会教育 研究大会(岩手大会)に ついて 他
第3回総会	令和6年3月1日(金)	日本弘道会ビル	令和6年度事業計画 (案)・収支予算(案)、 第66回全国社会教育 研究大会(茨城大会)に ついて 他

関東甲信越静社会教育委員連絡協議会

会議名	日程	会場	内容
第1回	<u>○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ </u>	日本弘道会ビル	第54回栃木大会、第
		日本加起去しル	
理事会	(金)		55回茨城大会(第6
			6 回全国社会教育研究
			大会茨城大会)につい
			て他
第54回関東	令和5年11月21日	栃木県総合文化セン	全体会、分科会 他
甲信越静社会	(火) ~ 2 2 日 (水)	ター 他	
教育研究大会			
栃木大会			
第2回	令和6年3月8日(金)	都道府県会館	第54回栃木大会の報
理事会			告、第55回茨城大会
			(第66回全国社会教
			育研究大会茨城大会)
			について 他

指定都市社会教育主管課長会議・社会教育委員連絡協議会

会議名	日程	会場	内容
指定都市社会教育主	令和5年7月5日	WEB会議	各都市提案議題につ
管課長会議	(水)		いて他
指定都市社会教育委	令和5年7月6日	WEB会議	提案協議題について
員連絡協議会	(木)		他

神奈川県社会教育委員連絡協議会

会議名	日程	会場	内容
第1回理事会	令和 5 年 5 月 8 日 (月)	藤沢合同庁舎	令和4年度実施事業報告・会計報告、令和5年度事業計画(案)・予算(案)について他
第1回総会	令和5年6月12日 (月)	県総合教育センター	令和4年度実施事業報告·収支決算書報告、令和5年度事業計画(案)・収支予算書(案) 他
研修会	令和5年9月4日 (月)	県総合教育センター	講演「社会教育委員と 社会教育主事の連携 について」
第2回理事会	令和5年10月16 日(月)	県総合教育センター	令和5年度実施事業、 令和5年度地区研究 会について 他
地区研究会(開成町)	令和6年1月27日 (土)	開成町立開成南小学校	本の良さを知り、本に 戻れる環境づくり 〜開成町の読書環境 の充実について〜
地区研究会(寒川町)	令和6年2月15日 (木)	寒川町民センター	社会教育でめざす「ひ とづくり・つながりづ くり・まちづくり」
第3回理事会	令和 6 年 3 月 2 2 日 (金)	県総合教育センター	令和5年度実施事業 について、令和6年度 事業計画(案)・予算 (案)、令和5年度社 会教育委員に関する 調査の集計結果につ いて

大ホール優先利用調整会議

委 員 下田委員

回数	日 程	場所
第1回	令和5年4月26日(水)	高津市民館
第2回	令和5年7月28日(金)	中原市民館
第3回	令和5年10月27日(金)	高津市民館
第4回	令和6年1月31日(水)	高津市民館

平和教育映像教材等連絡調整会議

委 員 井口委員

日程 令和5年11月17日(金)

会 場 川崎市総合教育センター

内容平和教育映像教材等の視聴、感想・意見聴取

その他の活動

文化財等関連施設見学

日 時 令和5年8月31日(木) 午前10時~午後12時 内 容 橘樹官衙遺跡群(影向寺、たちばな古代の丘緑地周辺(橘樹郡家跡))見学 参加委員 石村委員、下田委員、山本委員、秋元委員

まとめ

昭和26年に川崎市社会教育委員条例が施行され、社会教育委員は各立場においてその知識や経験をもって川崎市の社会教育の進展に貢献してきました。その活動は、地域の課題を自らの課題として捉え、教育委員会への積極的な意見具申や建議などを行ってきました。近年は主体的な調査・研究を中心としながら、2年間の研究成果をまとめ、教育委員会に報告をしてきました。このように本市の社会教育委員活動は地域に密接にかかわりあうことを大切にしながら、生涯学習施策を推進していく上での重要な役割を果たしてきました。

一方で、近年の会議の中では、「社会教育委員会議の活動をいかに教育施策に反映させるか」ということが繰り返し議論されてきました。その背景の一つには教育委員会が抱える課題と社会教育委員会議が行う調査研究活動における適時性に課題がありました。変化の激しい時代であり、教育委員会の主要課題も時々刻々と変化していくなかで、2年間の調査研究内容を、実効性を保ちながら教育施策に反映させていくことには改善の余地があったと考えられます。令和4年度社会教育委員会議第1回定例会の場において、生涯学習部長から「教育委員会と社会教育委員会議の連携の重要性」について述べられたことからも、社会教育委員会議と行政の双方にとっての課題であったことが伺えます。

私たちは、こうしたことを受けて、市政や教育行政の動向を捉え、実効性・適時性のある議論を進めるにはどうしたらよいのかを考え、2年間活動してまいりました。

本報告書は、教育委員会の審議会として、社会教育に関し教育委員会に助言を行うため、この間どのような活動を行ってきたのか、その活動内容をまとめたものであり、私たち自身が活動を振り返ると共に、次期の会議へ申し送ることで、委員が替わっても継続した活動となるようにしていきたいという思いを込めております。また、その内容を教育委員会に報告することで、着実に実効性を高めていくことを目的としています。

今期の社会教育委員会議では、「生涯学習社会の実現に向けた社会教育のしくみづくり」をテーマとし、2年間で大きく五つの取組を行いました。

一つ目は、「市民館・図書館の管理・運営の考え方に対する意見・提言」を行うこととし、指定管理者制度の導入に向けてその効果や留意すべき事項等について、社会教育委員会議としての意見をとりまとめ、令和6年度に予定されている指定管理者募集の際の仕様書等の作成に活かしていけるよう、令和4年度の第1回から第3回の定例会において議論を行いました。結果として統一した社会教育委員会議の意見としてまとめることはできなかったものの、会議では委員それぞれの知識や経験、立場から様々な意見が活発に交わされ、その記録として定例会の資料や会議録を教育委員会会議に提出することができました。

令和5年度も継続して市民館・図書館への指定管理者制度の導入に向けた検討状況について、適宜、教育委員会事務局から報告を受け、意見書なども用いながら社会教育委員の

立場から質問や意見交換を行いました。教育委員会事務局からは仕様書(案)などの具体的な資料も示され、指定管理者制度導入後の市民館・図書館をイメージしながら、様々な立場からの意見交換をすることができました。

二つ目は、「新たな川崎市生涯学習推進活動方針の策定に対する意見・提言」を行うこととしました。川崎市における生涯学習施策の推進を図るため、かわさき教育プランに基づき策定されている「生涯学習推進活動方針」の令和5年度の更新に向け、令和4年度の第5回から第8回までの定例会において、川崎市の社会教育の現状やあるべき姿を考察するとともに、方針としてどのように示していくことが必要か議論を深め、社会教育委員会議の意見として提言したことにより、大きな改定があったわけではありませんが、言わば定形のようになっていた方針を改めて見直すことができたほか、社会教育委員会議として「生涯学習推進活動方針」を市民向けに分かりやすくお示しするリーフレットを作成するなど、新たな取組を行うことができました。本リーフレットは、市内の社会教育施設での配布をはじめ、合同校長会への資料提供、専門部会委員への配布、社会教育職員研修などで活用されています。

三つ目は、「文化財保存活用地域計画に伴う文化財の活用について」というテーマで、文化財の保存と活用という視点で意見を交わし、その意見をとりまとめ、教育委員会事務局に届けることとしました。令和5年度、川崎市では、歴史や文化を生かしたまちづくりを進めることを目的とする「川崎市文化財保存活用地域計画」の策定に取り組んでおり、社会教育委員会議では、令和5年度の第1回から第4回までの定例会において、地域社会の様々な担い手による文化財の保存と活用について意見書なども用いながら意見を交わしました。社会教育委員会議は、様々な組織・団体から選出されている方が多いため、所属の立場から「こんな協力ができる、連携したい」といった双方の取組にプラスになるような視点で意見を出すことや、地域で活躍するその他の団体や地域人材についても情報共有を図ることができました。社会教育委員会議で出された意見や提案は、教育委員会事務局において「川崎市文化財保存活用地域計画」に反映されたり、計画策定後の具体的な取組として参考にしていただいたりするなど、一定の成果を挙げることができました。

また、例年の取組ではありますが、四つ目として、「各市民館における市民自主学級・市民自主企画事業の審査と社会教育関係団体への補助金交付に対する提言」を行いました。市民自主学級・市民自主企画事業の審査では、市民や団体から提案された事業内容を確認するだけでなく、掲げられた目標や課題解決の取組を市民館がどのように支えていくと良いかなど、次年度の実施に向けた意見などにも留意しながら審査を行いました。また、社会教育関係団体への補助金交付に関しては、市の団体所管部署から説明を受けるだけでなく、当該団体から推薦されている委員など、団体の実状等を把握されている委員から意見を伺うなどしながら、活動の実態と財政的な支援とが効果的に結びついているか、また、財政的支援とともに行政による団体に対する不当な統制的支配や事業干渉が行われていないかなど、適正な補助金交付に向けた確認を丁寧に行うことができたと思います。

そして、五つ目に、「社会教育委員会議での意見・提言を今後の生涯学習施策につなげるための教育委員会との連携」の一環として、社会教育委員会議の活動を報告書としてまとめ、教育委員会に提出することとしました。令和5年4月には中間報告を行い、この度、2年間の社会教育委員会議の活動を今期の報告書としてまとめました。今後も、教育委員会に社会教育委員会議の取組を知っていただく機会としていくとともに、教育委員会と社会教育委員会議の風通しの良い連携体制づくりにつなげていきたいと考えています。

現在、社会教育委員会議は20名おり、会議の限られた時間の中ですべての委員が発言をすることは困難です。そのため、今期の社会教育委員会議では、議題等について各委員から、会議の場だけでなく、会議後も意見を聴取するために用意した意見書(様式)を用いて、様々な意見等を集約し、その都度、各委員からの意見等や教育委員会事務局の回答等をまとめた資料を作成するなど、丁寧に協議等を進めることができました。

また、今期から、専門部会の会議録もホームページに掲載するようにしました。専門部 会を含む社会教育委員会議の議論の経緯や、教育委員会の方向性が一般市民にも、より見 えやすくなったという点で、意味のあることだと考えています。

また、定例で行っている専門部会報告の様式や、市民館における市民自主学級・市民自主企画事業の審査用の資料については、社会教育委員会議で委員から出た意見を反映し、少しずつ改良を図るなど、継続して見直しを行ってきました。社会教育委員会議をよりよいかたちですすめていくために、今後も社会教育委員会議と事務局とで意見交換をし、連携していくことが大切であると考えています。

なお、社会教育委員会議と専門部会との連携の一環として、専門部会審議報告書の様式を統一し、各専門部会の開催ごとに社会教育委員会議に報告を行うこととしましたが、連携のあり方やその方法については検討の余地があると考えています。特に市民館・図書館への指定管理者制度の導入に際しては、社会教育委員会議と専門部会との間でしっかりと情報や課題感の共有をし、さらに連携を深めていくことが重要であると考えていますので、社会教育委員会議と事務局とで調整を図りながら継続して検討していきたいと思います。

社会教育委員会議におきましては、この2年間で協議してきた事柄について引続き注視していくとともに、次期も継続した取組として教育委員会との連携を推進し、適時性や実効性に留意した提言等を行うことができるよう努め、今後の生涯学習社会の実現に向け、私たち社会教育委員の活動が、よりよい教育施策展開に結びつくよう努めていきたいと考えております。

令和4年度社会教育委員

	·及任本教育女员	
選出 区分	氏名	役職名
	モリシマ ヨシコ	小学校校長会
市	森島美子	(日吉小学校 校長)
内	ワタナベ ノブヒロ	中学校校長会
市内校長会	渡邊信博	(宮前平中学校 校長)
会	イワキ マサシ	高等学校校長会
	岩 木 正 志	(川崎高等学校 校長)
	カナマル テルミツ	川崎市 PTA 連絡協議会 副会長
	金 丸 照光	(多摩区 PTA 協議会 会長)
	イシムラ タクヤ	川崎地域連合
	石 村 卓 也	(川崎市教職員組合 執行委員長)
市	シモダ リョウイチ 下 田 良 一	川崎市総合文化団体連絡会 理事
	タンノ ノリカズ	
会教	丹 野 典 和	公益財団法人川崎市スポーツ協会 専務理事
市内社会教育関係団体推薦	ヤマモト ヨウコ 山 本 洋 子	川崎市地域女性連絡協議会 理事
係団	イシカワ カク	川崎市全町内会連合会 会計監査
体	石 川 閣	(向丘地区連合自治会 会長)
推	マチダ マサフミ	川崎市幼稚園協会
為	町 田 順 文	(初山幼稚園 園長)
	オオツ ヒロユキ	川崎市青少年育成連盟 理事
	大 津 博 之	(川崎市子ども会連盟 副連盟長)
	タカモリ ヤスヒロ	川崎市地域教育会議議長会
	髙 森 康 広	(多摩区地域教育会議 議長)
市	イグチ カホ	市民公募
市民委員	井口香穂	TI NAM
<i>委</i> 昌	アキモト エイスケ	市民公募
	秋 元 英 輔	114 242-197
家庭	オクダイラ トオル 奥 平 亨	NPO 法人ファザーリングジャパン
教育	カワムラ マリコ	
育	河 村 麻莉子	NPO 法人子育て支えあいネットワーク満
	タンマ ヤスヒト 丹 間 康 仁	千葉大学 教育学部 准教授
学識経験者	ナカムラ カオリ	玉川大学 教育学部 教授
	中 村香ナガオカチズコ	口国部大学国上学 1 围扒 学 沙
	長 岡 智寿子	田園調布学園大学 人間科学部 准教授
	ワダ ユウ 和 田 悠	立教大学 文学部 教授
	7月 円 心	

令和5年度社会教育委員

	· 及仙云教月安貝	
選出 区分	氏名	役職名
	モリシマ ヨシコ	小学校校長会
市	森 島 美 子	(日吉小学校 校長)
	ヨシムラ ナオキ	中学校校長会
内校長会	吉 村 尚 記	(御幸中学校 校長)
会	イワキ マサシ	高等学校校長会
	岩 木 正 志	(川崎高等学校 校長)
	カナマル テルミツ	川崎市 PTA 連絡協議会 副会長
	金丸照光	(多摩区 PTA 協議会 会長)
	イシムラ タクヤ	川崎地域連合
	石 村 卓 也	(川崎市教職員組合 執行委員長)
市内	シモダ リョウイチ 下 田 良 一	川崎市総合文化団体連絡会 理事
市内社会教育関係団体推薦	サイトウ アキユキ 齋 藤 昭 之	公益財団法人川崎市スポーツ協会 専務理事
教育関係	ヤマモト ヨウコ 山 本 洋 子	川崎市地域女性連絡協議会 理事
	イシカワ カク	川崎市全町内会連合会 会計監査
体	石 川 閣	(向丘地区連合自治会 会長)
推	マチダ マサフミ	川崎市幼稚園協会
局	町 田 順 文	(初山幼稚園 園長)
	オオツ ヒロユキ	川崎市青少年育成連盟 理事
	大 津 博 之	(川崎市子ども会連盟 副連盟長)
	タカモリ ヤスヒロ	川崎市地域教育会議議長会
	髙 森 康 広	(多摩区地域教育会議 議長)
市民	イグチ カホ 井 口 香 穂	市民公募
市民委員	アキモト エイスケ 秋 元 英 輔	市民公募
家庭	オクダイラ トオル 奥 平 亨	NPO 法人ファザーリングジャパン
家庭教育	カワムラ マリコ 河 村 麻莉子	NPO 法人子育て支えあいネットワーク満
	タンマ ヤスヒト 丹 間 康 仁	千葉大学 教育学部 准教授
学識経験者	ナカムラ カオリ 中 村 香	玉川大学 教育学部 教授
験者	ナガオカ チズコ 長 岡 智寿子	田園調布学園大学 人間科学部 准教授
	ワダ ユウ 和 田 悠	立教大学 文学部 教授